

《研究ノート》

19世紀中葉のザクセンにおける騎士農場

——バウツェン県を中心に——

松 尾 展 成
(岡山大学名誉教授)

第1節 はじめに

近世のザクセンでは、支配的な土地制度、領主＝農民関係、が地域によって異なっていた。卓越したザクセン史家K. ブラシュケの見解に主として依拠すれば、ドイツ人の東方植民運動が中世盛期に本領地域（ザクセンのエルベ河以西部分）にも波及し、荘園領主による土地1フーフエの賦与と自由身分の農民による貢租給付という、純粹型荘園領主制が形成された。中世末期になると、この荘園領主制は、在地高権との結合によって、中部ドイツ荘園領主制に転化した。そして、後者は、土地貴族が領主である場合には、領民の賦役にに基づく騎士領（Rittergut）を成立させていた。このように、騎士領は本領地域における荘園領主＝領民関係変動の推進力であった。しかし、当時としては強力であった領邦君主が農民保護政策を実施したために、領民の法的・経済的地位の悪化は一定程度に抑えられた⁽¹⁾。それに対して、先住ゾルブ人の影響が大きかったオーバー・ラウジツ辺境伯領（1635年からザクセン選帝侯に帰属したエルベ河以東部分、ラウジツと略記）では、中世盛期のドイツ人による植民と純粹型荘園領主制の形成は本領地域と相似的であったけれども、常住の領邦君主を欠く「土地貴族の共和国」の状況の下で、中世末期以後、領民の法的地位が悪化して、一般的に世襲隷民制が成立した。そして、土地貴族の騎士領では、領民の重い賦役にに基づく農場領主制が形成され、領民の経済的地位も悪化した。ラウジツにおいても、私見では、騎士領⁽²⁾は近世土地制度史の最大の動的要因と見なされる。

1806年に選帝侯国から昇格したザクセン王国（王国と略記）にも、1830年のフランス七月革命は重大な影響を及ぼし、同年9月に2大都市、ライプツィヒとドレーズデンで始まった民衆運動、「九月騒乱⁽³⁾」は、多くの都市と農村に波及した。それへの対応として「ザクセン改革」が開始され、領邦絶対主義国家は国王優位の立憲君主制国家に転換された。憲法および都市自治体法と並ぶ、3大改革法の一つとして1832年償却法が公布され、旧来の領主＝農民（領民）関係を廃棄する方向を定めた。その場合、旧関係の廃棄は、本領地域についてもラウジツについても、領主への土地割譲によるのではなく、償却によって、そして、主として、地代銀行を介した貨幣支払によって、実施された。この方式による領主制的諸負担の償却は1860年までにほぼ完成された⁽⁴⁾。このような土地改革が進行しつつある19世紀中葉に、Rittergutはどのような様相を呈していたか。本稿は、官庁統計に基づいて、特にバウツェン県、すなわち、かつてのラウジツ、に注目しつつ、この課題を検討する。その場合、Rittergutが従来把持していた裁判権は、1855年下級官庁組織法第1条によって国家に移管された⁽⁵⁾から、私的土地所有としての側面を1855年以前にも押し広げて、Rittergutを以後、全て騎士農場と訳す。

ここで、官庁統計の基礎となる王国行政領域の変遷を概略のみで見ると、第1に、1815年から36年まで本領地域は、中級内務官庁としての4 Kreis（下記の郡を緩やかに監督する官庁であったから、司法官庁

でもあった)に区分されていた。4 Kreisは36年に3 Kreisdirektion (司法を分離した中級内務官庁)に、74年に3 Kreishauptmannschaftに、編成替えされた。ラウジツは1836年まで、独立性の高い辺境伯領であり、同年から、独立性を大きく失ったバウツェン県となった。本稿は以上のKreis, KreisdirektionとKreishauptmannschaftを簡単のためにすべて県と訳す。そして、36年以後の4県の名称、ドレースデンはD, ライプツィヒはL, ツヴィカウはZ, バウツェンはB, と略記する。県の下部官庁はAmtshauptmannschaftで、それは、1856年まで最下級司法・内務官庁としての、さまざまな管区(Amt)を、56年からは、管区に替わる司法管区(Gerichtsamt. その名称にも拘わらず内務官庁でもあった)を、緩やかに監督する官庁であり、74年からは、司法管区の廃止に伴って、下級内務官庁となった。本稿はそれらすべてを簡単のために郡と訳す。第2に、直接税に関して、県租税徴収所の廃止とともに1833年に新設された中級官庁、4税務大区(Steuerkreis. 大区と略記)の領域は、43年以後、4県のそれと重なり、76年以後は、再編された4県のそれと重なった。4大区の名称も、県と同じように、D, L, ZおよびBと略記する。管区租税徴収所の廃止とともに34年に新設された、直接税に関する下級官庁、税務区(Steuerbezirk)の領域は、76年に再編され、郡のそれと重なった⁽⁶⁾。本稿では、ラウジツ、バウツェン県とバウツェン税務大区を除く、36年までの4県、同年以後の3県と3大区を一括する場合、それぞれ本領4県(36年まで)、本領3県(同年以後)と本領3大区と呼ぶ。なお、①貨幣単位ターラーはT, グロッシュェンはG, と略記する。②1815年にプロイセン王国シュレージエン州に編入された、北東部の旧領3郡(ゲルリツ、ホヤスヴェルダとローテンブルク)を、本稿は対象としない。

第2節 19世紀中葉の騎士農場

三月革命末期の1849年から58年まで在任して、ザクセン内務省統計局の基礎を築いたE. エンゲル⁽¹⁾によれば、居住地は都市、農村と騎士農場に3区分されるが、騎士農場は、その所有者が(1831年)憲法に基づいて(一定数の)上院議員と下院議員を(県など別に)選出できる居住地であった⁽²⁾。騎士農場総数は1,027(1832年騎士農場一覧表の総数と一致する——松尾)であり、19世紀中葉に国政選挙権を行使した騎士農場は、①987であった⁽³⁾。また、②997が私有であり⁽⁴⁾、その中の26は、償却されつつある物権のみを所有して、土地を所有していなかった。土地を所有していたのは、③残りの971であった⁽⁵⁾。

エンゲルは①の騎士農場、987を年収益別に3階層に分類している。それが第1表である⁽⁶⁾。表中の(a)は年収益600T以下、(b)は同600-2,000T、(c)は同2,000T以上、の騎士農場数である。本領4県とラウジツに区分されている本表によれば、第1に、ラウジツの騎士農場数は王国合計の27%を占めた。他方で、ラウジツの面積と人口は1832年に王国の14%を占めていた。ラウジツの騎士農場数の対王国合計比は面積と人口の対王国合計比のほぼ2倍であった⁽⁷⁾。ラウジツには騎士農場が密集していたのである。本領4県の中では、ライプツィヒ県とフォークト・ラント県の騎士農場の対王国合計比が面積と人口の対王国合計比よりも高かったけれども、それでも騎士農場の対王国合計比は面積と人口の対王国合計比の1.4倍ないし1.3倍に過ぎなかった。第2に、年収益600T以下の(a)と600-2,000Tの(b)の騎士農場数は、王国全体では17%と40%であったのに対して、ラウジツでは40%と47%に達していた。第3に、年収益2,000T以上の(c)の騎士農場数は、王国全体では43%に上っていたけれども、ラウジツでは14%に過ぎなかった。別の観点から見ると、王国の(a)の騎士農場の62%と(b)の騎士農場の31%(この比率は、(b)で上記面積・人口比率の2倍以上、(a)で4.4倍以上)がラウジツにあり、それに対して、(c)の騎士農場の僅か8%のみがラウジツ(面積・人口比率の6割以下)にあった。上記のように、ライプツィヒ県とフォークト・ラント県の騎士農場の対王国合計比は面積と人口の対王国合計比よりも高かったが、(a)の騎士農場の構

成比は遥かに低く、(c)の騎士農場の構成比は遥かに高かった。本表は、王国全体および本領4県と比較して、ラウジツにおける、騎士農場の密集、低収益騎士農場の比率の異常な高さと高収益騎士農場の比率の異常な低さ、を示していた。

なお、第1表における騎士農場の年収益は、「地租単位」([Grund-]Steuereinheit)に基づく、と考えられる。1839-43年の全国検地に基づいて、43年地租法第3条は、1アッカー(≒0.55ヘクタール)当たり10Gの年純益を1「地租単位」と表現した⁽⁸⁾。つまり、1T=30Gの年純益は3「地租単位」と評価された。したがって、第1表で年収益を区分する600Tは1,800地租単位に、2,000Tは6,000地租単位に、相当した。

第1表 県別・年収益別の騎士農場数(19世紀中葉)

地域	騎士農場数					対王国合計比					
	(a)	(b)	(c)	計		(a)	(b)	(c)	計		面積 人口
マイセン県	22 < 9%	66 < 26%	170 < 66%	(258) < 100%		13%	17%	40%	26%		29% 24%
ライプツィヒ県	12 < 5%	91 < 39%	132 < 56%	(235) < 100%		7%	23%	31%	24%		17% 17%
エールツ・ゲビルゲ県	16 < 14%	54 < 47%	45 < 39%	(115) < 100%		10%	14%	11%	12%		31% 35%
フォークト・ラント県	13 < 11%	63 < 54%	41 < 35%	(117) < 100%		8%	16%	10%	12%		9% 8%
ラウジツ	104 < 40%	122 < 47%	36 < 14%	(262) < 100%		62%	31%	8%	27%		14% 14%
王国	167 < 17%	396 < 40%	424 < 43%	987 < 100%		100%	100%	100%	100%		100% 100%

上記③の騎士農場、971をエンゲルは、税務区別に、そして、地租単位を500以下から30,000以上までの10階層に区分して、表示している。しかし、この表の階層区分は、第1表のそれとは全く異なるし、第1表の区分に適合させることもできない。そこで、原表の10階層を(i)地租単位3,000以下、(ii)同3,000-7,500、(iii)同7,500以上、の3階層に集約したものが第2表⁽⁹⁾である。地租単位合計は四捨五入した。各階層の騎士農場数の右の[%]と地租単位合計の右の(%)は、王国合計に対する比率である。〈%〉の数値は、各税務区・大区における構成比を示す。平均は当該税務区・大区の騎士農場の平均地租単位であり、その右{|%|}は王国平均との比較である。人口の%は、王国総人口に対する比率を示す。面積の%は、エンゲル⁽¹⁰⁾から税務区と4大区の面積を算出した上で計算された、王国総面積に対する比率である。税務区Iなどのすぐ下にその名称を略号で示した。

同表によれば、B大区の騎士農場数は王国全体の28%を占めたが、この比率は面積比率、17%の1.6倍以上、人口比率、15%の1.8倍以上であった。しかし、地租単位合計では、B大区は王国の22%を占めるに過ぎなかった。その中で、(i)の騎士農場は、数においてB大区の構成比の31%を占めたが、地租単位合計では10%のみであった。王国全体を見ると、(i)の騎士農場は、数において遥かに低い23%を占め、地租単位合計では僅か6%であった。また、B大区の(i)の騎士農場は、数と地租単位合計において王国の38%を占めていた。これは、B大区の騎士農場全体が王国全体の数と地租単位合計に占める上記比率よりも遥かに高かった。(ii)の騎士農場は、王国の構成比では数では48%であり、地租単位合計では38%であった。B大区で(ii)の騎士農場は、数で王国よりもやや高い51%であるが、地租単位合計では王国よりも遥かに高い50%を占めていた。B大区で数で18%を占めた、(iii)の騎士農場は、地租単位合計では39%であった。また、(iii)の騎士農場は、対王国合計比では、数においても地租単位合計においても、騎士農場全体の比率よりも遥かに低かった。それに対して、(iii)の騎士農場は、王国の構成比では数では遥かに高い29%であり、地租単位合計では過半、55%に達していた。別の観点からすれば、B大区の騎士農場の平均地租単位は4大区の中で最も低く、王国平均の79%に過ぎなかった。なお、B大区の面積比率は第1表のラウジツよりも2%以上、人口比率は1%以上、高くなっている。これは、1835年県設置令によってB県にマイセン県のシュトルベン管区が加えられた⁽¹¹⁾ためである。そのために、B大区の騎士農場数が第1表の27% (ラウジツ)よりも1%近く高くなったのである。

B大区の2税務区を見ると、北部のB大区税務区Ⅰは騎士農場数では王国騎士農場合計の18.4%を、南部の税務区Ⅱは9.5%を、占めたが、後者の比率は面積の比率の1.5倍である。しかし、前者では騎士農場数の比率は面積比率のほぼ1.8倍であった。したがって、B大区Ⅰには同Ⅱよりも騎士農場が密集していた。地租単位合計ではB大区Ⅰは、騎士農場数比率よりも低い13.2%を、B大区Ⅱは、数の比率よりもやや低い8.8%を、占めた。また、地租単位平均の対王国合計比は前者72%、後者93%であった。したがって、B大区Ⅱの騎士農場は地力が王国騎士農場平均にかなり近いけれども、B大区Ⅰのそれは地力が低かった。さらに、(i)の騎士農場は、B大区Ⅰの構成比で数で34%を、B大区Ⅱで25%を占めたが、地租単位合計では前者で数の比率の1/2以下の14%、後者で1/3以下の7%であった。(ii)の騎士農場はB大区Ⅰで数で55%を、B大区Ⅱは45%を占め、地租単位合計では前者は58%を、後者は39%を占め、(iii)の騎士農場はB大区Ⅰで数で11%を、B大区Ⅱは30%を占め、地租単位合計では前者は29%を、後者は過半の54%を占めた。したがって、地力の低いB大区Ⅰでは、本表の低収益および中位騎士農場が優越し、B大区Ⅰよりも地力が高いB大区Ⅱでは、本表の中位および高収益騎士農場が優越していた。

本領3大区の中では、騎士農場数の対王国合計比が面積・人口の対王国合計比を上回っていたのは、L大区だけであったけれども、騎士農場数の対王国合計比は面積・人口の対王国合計比の1.3倍に達しなかった。本領3大区計26の税務区で見ると、騎士農場数の対王国合計比が面積・人口の対王国合計比よりも高い税務区は、D大区Ⅱが面積で1.3倍、人口で1.6倍、同大区Ⅲが面積で0.9倍、人口で2倍、L大区Ⅱが面積で1.9倍、人口で2.3倍、同大区Ⅲが面積で1.7倍、人口で2.2倍、同大区Ⅶが面積で1.8倍、人口で1.7倍、同大区Ⅷが面積で1.3倍、人口で2.6倍、Z大区Ⅰが面積で1.5倍、人口で1.4倍、同大区Ⅷが面積で1倍足らず、人口で1.4倍、計7であった。したがって、騎士農場の密集の程度が、B大区とその2税務区では高く、同大区Ⅰでは特に高く、それに対して、本領3大区とその税務区では、騎士農場数比率が面積比率の1.5倍(B大区の中で低いB大区Ⅱの比率)を超える税務区は、L大区Ⅱ、ⅢとⅦの3のみであり、密集の程度が概して低かった。

騎士農場数の対王国合計比はB大区では地租単位合計の対王国合計比よりも高く、1.2倍以上であり、B大区Ⅰでは1.4倍で、B大区Ⅱでは約1.1倍であった。本領3大区では、騎士農場数の対王国合計比が地租単位合計の対王国合計比よりも高い税務大区は、D大区とZ大区で、いずれも1倍よりも僅かに高かった。税務区ではD大区ⅣとZ大区Ⅵ2倍、Z大区Ⅷ1.6倍、Z大区Ⅰと同Ⅶ1.5倍、D大区Ⅲと同Ⅶ約1.3倍、D大区ⅠとZ大区Ⅳ1.2倍、L大区Ⅳと同Ⅶ1.1倍、計12であり、L大区に少なく、しかも、ここでは倍率が小さかった。この数値は騎士農場の平均地租単位と関連する。その対王国合計比が100%を超える大区は、L大区のみで、しかも、かなり高い131%であり、それに対して、D大区96%、Z大区90%で、B大区に至っては、上記のとおり79%に過ぎなかった。そして、騎士農場数の対王国合計比が地租単位合計の対王国合計比よりも高い税務区、上記12は、B大区ⅠとⅡとともに、100%以下(40-88%)であった。これら14の税務区の騎士農場は地力が低かった、と考えられる。ただし、騎士農場の平均地租単位の対王国合計比がB大区Ⅰの72%よりも低い税務区は、D大区Ⅳ(騎士農場数4)の40%、Z大区Ⅷの63%、同大区Ⅵ(騎士農場数2)の67%、同大区Ⅰの68%、の4税務区のみであった。同比が72%よりも高く、B大区Ⅱの93%よりも低い税務区は、D大区に3、L大区に2、Z大区に2、計7あった。したがって、騎士農場のみで比較すると、B大区Ⅰは、平均地租単位が極めて低い税務区に属し、同大区Ⅱは、それがやや低い税務区に属していたが、本領3大区とその税務区の騎士農場は平均地租単位が概して高かった。さらに、(iii)の騎士農場の地租単位合計の占める構成比がB大区の39%を下回る。本領3大区の税務区は、D大区ⅣとZ大区Ⅵの0%、Z大区Ⅰの22%、Z大区Ⅷの26%、D大区Ⅲの37%、計5であった。したがって、本表の高収益騎士農場はB大区、特にその税務区Ⅰ、では少なかったのに対して、本領3大区では概して多かった。

第2表 税務区別・地租単位別の騎士農場数と地租単位合計（19世紀中葉）

税務区		(i)	(ii)	(iii)	計	平均	面積	人口
I	数	12 [5.4%] 〈34%〉	16 [3.4%] 〈44%〉	8 [2.8%] 〈22%〉	36 [3.7%] 〈100%〉		3.2	7.9
Dre	地租単位合計	23,605 (6.0%) 〈12%〉	72,281 (3.1%) 〈36%〉	103,924 (3.0%) 〈52%〉	199,811 (3.2%) 〈100%〉	5,550 { 86% }		
II	数	8 [3.6%] 〈16%〉	25 [5.3%] 〈47%〉	20 [7.0%] 〈38%〉	53 [5.5%] 〈100%〉		4.1	3.4
Mei	地租単位合計	6,864 (1.7%) 〈2%〉	135,575 (5.7%) 〈38%〉	216,950 (6.2%) 〈61%〉	357,570 (5.7%) 〈100%〉	6,747 {105%}		
III	数	15 [6.8%] 〈32%〉	24 [5.1%] 〈51%〉	8 [2.8%] 〈17%〉	47 [4.8%] 〈100%〉		5.3	2.3
Gron	地租単位合計	29,099 (7.3%) 〈12%〉	119,574 (5.1%) 〈50%〉	88,310 (2.5%) 〈37%〉	236,984 (3.8%) 〈100%〉	5,042 { 78% }		
IV	数	2 [0.9%] 〈50%〉	2 [0.4%] 〈50%〉		4 [0.4%] 〈100%〉		1.5	0.8
Rade	地租単位合計	3,770 (1.0%) 〈37%〉	6,515 (0.3%) 〈63%〉		10,285 (0.2%) 〈100%〉	2,571 { 40% }		
V	数	1 [0.5%] 〈4%〉	12 [2.5%] 〈46%〉	13 [4.6%] 〈50%〉	26 [2.7%] 〈100%〉		4.2	2.7
Pir	地租単位合計	370 (0.1%) 〈0%〉	56,779 (2.4%) 〈28%〉	146,499 (4.2%) 〈72%〉	203,648 (3.2%) 〈100%〉	7,833 {121%}		
VI	数	3 [1.4%] 〈11%〉	17 [3.6%] 〈61%〉	8 [2.8%] 〈29%〉	28 [2.9%] 〈100%〉		5.6	4.9
Fre	地租単位合計	3,702 (0.9%) 〈2%〉	91,252 (3.9%) 〈44%〉	112,966 (3.2%) 〈54%〉	207,919 (3.3%) 〈100%〉	7,426 {115%}		
VII	数	4 [1.8%] 〈44%〉	3 [0.6%] 〈33%〉	2 [0.7%] 〈22%〉	9 [0.9%] 〈100%〉		2.6	1.7
Dip	地租単位合計	10,733 (2.7%) 〈24%〉	12,632 (0.5%) 〈28%〉	21,990 (0.6%) 〈48%〉	45,355 (0.7%) 〈100%〉	5,039 { 78% }		
VIII	数	2 [0.9%] 〈16%〉	7 [1.5%] 〈58%〉	3 [1.1%] 〈25%〉	12 [1.2%] 〈100%〉		2.2	1.5
Hoh	地租単位合計	3,009 (0.8%) 〈3%〉	43,029 (1.8%) 〈59%〉	26,837 (0.8%) 〈37%〉	72,875 (1.2%) 〈100%〉	6,073 { 94% }		
D大区	数	46 [21%] 〈22%〉	106 [23%] 〈49%〉	62 [22%] 〈29%〉	215 [22%] 〈100%〉		29	25
	地租単位合計	83,302 (21%) 〈6%〉	539,614 (23%) 〈40%〉	711,532 (20%) 〈53%〉	1,334,448 (21%) 〈100%〉	6,207 { 96% }		
I	数	6 [2.7%] 〈10%〉	20 [4.2%] 〈36%〉	32 [11.3%] 〈55%〉	58 [6.0%] 〈100%〉		3.4	6.5
Leip	地租単位合計	6,555 (1.7%) 〈1%〉	111,433 (4.7%) 〈21%〉	421,189 (12.0%) 〈78%〉	539,177 (8.6%) 〈100%〉	9,297 {144%}		
II	数	9 [4.0%] 〈14%〉	27 [5.8%] 〈43%〉	27 [9.6%] 〈43%〉	63 [6.5%] 〈100%〉		3.5	2.8
Bor	地租単位合計	11,640 (2.9%) 〈2%〉	150,483 (6.4%) 〈33%〉	292,255 (8.3%) 〈64%〉	454,378 (7.4%) 〈100%〉	7,212 {112%}		
III	数		13 [2.8%] 〈36%〉	23 [8.2%] 〈64%〉	36 [3.7%] 〈100%〉		2.9	1.7
Osc	地租単位合計		76,371 (3.2%) 〈21%〉	281,539 (8.0%) 〈79%〉	357,910 (5.7%) 〈100%〉	9,942 {154%}		
IV	数	10 [4.5%] 〈26%〉	22 [4.7%] 〈56%〉	7 [2.5%] 〈18%〉	39 [4.0%] 〈100%〉		4.6	4.6
Roc	地租単位合計	20,092 (5.1%) 〈9%〉	103,960 (4.4%) 〈48%〉	94,013 (2.7%) 〈43%〉	218,065 (3.5%) 〈100%〉	5,591 { 87% }		
V	数	1 [0.5%] 〈20%〉	1 [0.2%] 〈20%〉	3 [1.1%] 〈60%〉	5 [0.5%] 〈100%〉		1.9	1.9
Nos	地租単位合計	2,874 (0.7%) 〈5%〉	6,719 (0.3%) 〈12%〉	47,932 (1.4%) 〈83%〉	57,524 (0.9%) 〈100%〉	11,505 {178%}		

VI Gri	数		5 [1.1%] 〈25%〉	15 [5.3%] 〈75%〉	20 [2.1%] 〈100%〉		2.9	1.8
	地租単位合計		30,235 (1.3%) 〈11%〉	255,038 (7.3%) 〈89%〉	285,273 (4.6%) 〈100%〉	14,264 {221%}		
VII Leis	数	7 [3.2%] 〈19%〉	21 [4.5%] 〈58%〉	8 [2.8%] 〈22%〉	36 [3.7%] 〈100%〉		2.1	2.2
	地租単位合計	18,635 (4.7%) 〈9%〉	106,538 (4.5%) 〈52%〉	80,001 (2.3%) 〈39%〉	205,174 (3.3%) 〈100%〉	5,699 { 88%}		
VIII Wur	数	2 [0.9%] 〈8%〉	10 [2.1%] 〈40%〉	13 [4.6%] 〈52%〉	25 [2.6%] 〈100%〉		2.0	1.0
	地租単位合計	2,919 (0.7%) 〈1%〉	60,967 (2.6%) 〈23%〉	202,849 (5.8%) 〈76%〉	266,735 (4.3%) 〈100%〉	10,669 {165%}		
L大区	数	35 [16%] 〈12%〉	119 [25%] 〈42%〉	128 [45%] 〈45%〉	282 [29%] 〈100%〉		23	23
	地租単位合計	62,715 (16%) 〈3%〉	646,675 (27%) 〈27%〉	1,674,844 (48%) 〈70%〉	2,384,237 (38%) 〈100%〉	8,458 {131%}		
I Pla	数	21 [9.5%] 〈28%〉	47 [10.0%] 〈62%〉	8 [2.8%] 〈11%〉	76 [7.8%] 〈100%〉		5.2	5.4
	地租単位合計	39,618 (10.0%) 〈12%〉	218,880 (9.3%) 〈66%〉	74,090 (2.1%) 〈22%〉	333,188 (5.3%) 〈100%〉	4,384 { 68%}		
II Zwi	数	11 [5.0%] 〈28%〉	13 [2.8%] 〈33%〉	16 [5.7%] 〈40%〉	40 [4.1%] 〈100%〉		5.7	8.6
	地租単位合計	20,696 (5.2%) 〈6%〉	55,635 (2.4%) 〈16%〉	269,411 (7.7%) 〈78%〉	345,743 (5.5%) 〈100%〉	8,644 {134%}		
III Che	数	1 [0.5%] 〈7%〉	8 [1.7%] 〈53%〉	6 [2.1%] 〈40%〉	15 [1.5%] 〈100%〉		4.1	6.8
	地租単位合計	2,219 (0.6%) 〈2%〉	41,763 (1.8%) 〈34%〉	79,845 (2.3%) 〈64%〉	123,828 (2.0%) 〈100%〉	8,255 {128%}		
IV Laut	数	5 [2.2%] 〈24%〉	12 [2.6%] 〈57%〉	4 [1.4%] 〈19%〉	21 [2.2%] 〈100%〉		4.2	4.5
	地租単位合計	8,840 (2.2%) 〈7%〉	60,636 (2.6%) 〈52%〉	47,651 (1.4%) 〈41%〉	117,127 (1.9%) 〈100%〉	5,577 { 86%}		
V Aug	数	1 [0.5%] 〈13%〉	2 [0.4%] 〈25%〉	5 [1.8%] 〈63%〉	8 [0.8%] 〈100%〉		2.4	2.5
	地租単位合計	1,018 (0.3%) 〈1%〉	8,275 (0.3%) 〈11%〉	68,007 (1.9%) 〈88%〉	77,299 (1.2%) 〈100%〉	9,662 {150%}		
VI Schw	数		2 [0.4%] 〈100%〉		2 [0.2%] 〈100%〉		3.1	3.2
	地租単位合計		8,693 (0.4%) 〈100%〉		8,693 (0.1%) 〈100%〉	4,347 { 67%}		
VII Schn	数	1 [0.5%] 〈33%〉	1 [0.2%] 〈33%〉	1 [0.4%] 〈33%〉	3 [0.3%] 〈100%〉		2.5	2.9
	地租単位合計	2,504 (0.6%) 〈18%〉	3,513 (0.2%) 〈25%〉	8,063 (0.2%) 〈57%〉	14,080 (0.2%) 〈100%〉	4,693 { 73%}		
VIII Oel	数	15 [6.8%] 〈39%〉	19 [4.0%] 〈50%〉	4 [1.4%] 〈11%〉	38 [3.9%] 〈100%〉		4.1	2.7
	地租単位合計	23,855 (6.0%) 〈16%〉	89,215 (3.8%) 〈58%〉	40,580 (1.2%) 〈26%〉	153,651 (2.5%) 〈100%〉	4,043 { 63%}		
Z大区	数	55 [25%] 〈27%〉	104 [22%] 〈51%〉	44 [16%] 〈22%〉	203 [21%] 〈100%〉		31	37
	地租単位合計	99,320 (25%) 〈8%〉	486,640 (21%) 〈41%〉	587,649 (17%) 〈50%〉	1,173,608 (19%) 〈100%〉	5,781 { 90%}		
I Bau	数	61 [27.6%] 〈34%〉	98 [20.9%] 〈55%〉	20 [7.1%] 〈11%〉	179 [18.4%] 〈100%〉		10.3	7.4
	地租単位合計	109,889 (27.7%) 〈14%〉	480,472 (20.3%) 〈58%〉	237,102 (6.7%) 〈29%〉	827,464 (13.2%) 〈100%〉	4,623 { 72%}		
II Löb	数	23 [10.4%] 〈25%〉	41 [8.8%] 〈45%〉	28 [10.0%] 〈30%〉	92 [9.5%] 〈100%〉		6.3	8.0
	地租単位合計	41,182 (10.4%) 〈7%〉	212,030 (9.0%) 〈39%〉	296,168 (8.4%) 〈54%〉	549,382 (8.8%) 〈100%〉	5,972 { 93%}		

B大区 数	84 [38%] 〈31%〉	139 [30%] 〈51%〉	48 [17%] 〈18%〉	271 [28%] 〈100%〉		17	15
地租単位合計	151,071 (38%) 〈10%〉	693,403 (29%) 〈50%〉	533,270 (15%) 〈39%〉	1,376,846 (22%) 〈100%〉	5,081 { 79%}		
王国 数	221 [100%] 〈23%〉	468 [100%] 〈48%〉	282 [100%] 〈29%〉	971 [100%] 〈100%〉		100	100
地租単位合計	396,401 (100%) 〈6%〉	2,365,439 (100%) 〈38%〉	3,507,299 (100%) 〈55%〉	6,269,139 (100%) 〈100%〉	6,456 {100%}		

(注) 税務区の名称は本文末尾の一覧表を参照。

第3表は、私有地の税務大区別評価額についてのエンゲルの表である⁽¹²⁾。表中の(1)は都市の土地(実数省略)、(2)は農村の土地、(3)は騎士農場で、(2)と(3)の実数の単位は1,000Tであり、(4)は(2)と(3)の合計、(a)は都市人口比率、(b)は、農村の土地の評価額に対する騎士農場評価額の比率、すなわち、(3)/(2)である。

面積と人口の対王国合計比を上記第2表から取って、第3表を見ると、第1に、私有地全体の評価額合計においてL大区は王国の34%と、断然他を圧して、首位を占めていた。土地評価額の対王国合計比が面積の対王国合計比(第2表)の1.4倍を超える、平地のL大区は、地力が高く、王国の主要農業地域であった。B大区の土地評価額合計は王国の12%を占めるに過ぎなかった。これはB大区の面積比率、17%と人口比率、15%を下回っていた。本領3大区の中で高地の多いZ大区も、その土地評価額合計が王国の25%を占めるのみで、Z大区の面積比率を下回っていた。すなわち、B大区とZ大区は地力が劣っていた。第2に、B大区では、「都市(市民)の土地」の占める比率(1)が、王国平均の1/2と、異常に低かった。これは、都市人口比率=本表(a)の低さ(王国平均の1/2以下)が示すように、B大区における都市の未発達を表現していた。この点では、都市の評価額の比率23%と都市人口比率39%のZ大区は、B大区と異なっていた。第3に、騎士農場(数は明示されていないが、上記②997であろう)と、騎士農場を除く、「農村(住民)の土地」のみの比率を求めると(表中の〈%〉)、B大区における騎士農場の比率の高さが際立っており、その比率は王国平均の1.5倍を超えていた。それに対して、農村住民の土地の比率は王国平均の9割に過ぎなかった。また、王国騎士農場全体の評価額と対比すると(表中の(3A)の%),一方で、B大区の騎士農場のそれは22%であり、この数値は、B大区の面積比率17%と人口比率15%(第2表)を大きく上回っていた。他方で、B大区における農村住民の土地の評価額(表中の(2A)の%)は王国全体の13%に過ぎず、上記の面積・人口比率を下回っていた。さらに、騎士農場の評価額は、B大区において農村住民の土地のその36%に達していた(本表の(b))のに対して、その比率は王国全体では21%に過ぎなかった。本領3大区では、L大区のみが騎士農場評価額の対王国合計比が面積の対王国合計比23%よりも高く、約1.6倍であったが、ここでは、騎士農場の評価額は農村の土地のその26%であり、B大区とは大きく違っていた。土地評価額合計の対王国合計比が面積比率を下回っていた上記Z大区に至っては、騎士農場の評価額は農村の土地のその14%に過ぎなかった。このように、B大区では、騎士農場が私有地全体に占める地位は、王国全体の比率よりも遥かに高く、農村住民の私有地の地位は低かったのである。

第3表 私有地の税務大区別評価額(19世紀中葉)

大区	(1)	(2)	(3)	計	(2)	(3)	(4)	(2A)	(3A)	(a)	(b)
D大区	25%	66%	10%	100% [29%]	92,041 <87%〉	13,339 <13%〉	<100%〉	30%	21%	36%	14%
L大区	28%	57%	15%	100% [34%]	92,868 <80%〉	23,842 <20%〉	<100%〉	30%	38%	41%	26%
Z大区	23%	67%	10%	100% [25%]	82,033 <87%〉	11,736 <13%〉	<100%〉	27%	19%	39%	14%
B大区	12%	65%	23%	100% [12%]	38,189 <74%〉	13,768 <26%〉	<100%〉	13%	22%	16%	36%
王国	24%	63%	13%	100% [100%]	305,131 <83%〉	62,685 <17%〉	<100%〉	100%	100%	35%	21%

第4表は、1856年に編成された司法管区（管区と略記）別に公表された2原表をまとめたものである。第4表の第1の原表は、農村自治体と騎士農場などの地租単位に関するもので、第2の原表は、騎士農場などの私有地面積に関するものである。第4表では、対象を第3表とほぼ同じくする、第1の原表⁽¹³⁾から、個別の騎士農場名とその地租単位を省略し、騎士農場数を追記した。地租単位の下（〈%〉）は、県・郡・管区の地租単位合計に対する、都市（実数省略）、農村自治体と騎士農場の構成比であり、県・郡・管区の地租単位の後（[%]）はそれの対王国合計比である。{|%|}の数値は騎士農場の平均地租単位およびその王国平均との比較であり、[%]の数値は、県・郡・管区の騎士農場数の対王国合計比である。（a）は面積の、（b）は人口の、対王国合計比⁽¹⁴⁾、（c）は都市人口比率、（d）は農村の地租単位合計に対する騎士農場の地租単位合計の比率、である。なお、Z県の郡と同格のものとして掲げた「協定」は、一定の独自性を保持していたシェンブルク家協定所領の略号で、第2表ではZ大区税務区Ⅱに含まれていた⁽¹⁵⁾。第2の原表⁽¹⁶⁾からは、管区などの騎士農場（ritterschaftliches [Eigenthum]）合計面積と私有地総面積を取り出して、県・郡・管区の第2行右側にRGと記した後に、①管区などの騎士農場合計面積（単位アッカー、Aで、平方ルーテは切り捨て）とそれの対王国合計比 [%]、②平均騎士農場面積と王国平均との比較〈A（%）〉、③管区などの私有地総面積に対する騎士農場面積の比率 [%] を示した。②の平均騎士農場面積は、第1の原表の騎士農場数でもって、上記騎士農場合計面積を除した商である。第1の原表に騎士農場が存在しないとされている（したがって、（d）が0%である）管区に、大抵は極く狭い騎士農場面積が第2の原表には記載されている場合があった。この場合には②の平均面積は？とし、③は計算・記載した。郡のすぐ下に郡名を略号で記した。

第4表でまず、各県の地租単位合計の対王国合計比を検討しよう。それはL県で34%で、面積・人口の対王国合計比と比較すると、極めて大きかった（10-11%差）。平地のL県は、県として見ると、地力が高く、王国農業の中心地域であった。高地の多いZ県は、地租単位合計の対王国合計比が25%に届かず、面積・人口の対王国合計比よりも6-12%低いから、県として見ると、人口密度は高いけれども、地力が低かった。この関係をB県で見ると、地租単位合計の対王国合計比は、14%で、面積・人口の対王国合計比よりもやや低かった。南部のⅡ郡の比率は面積の比率よりもやや大きいけれども、北部のⅠ郡は面積の10%に対して地租単位合計は7%に過ぎなかった。Ⅰ郡は全体として地力が低く、それに対して、Ⅱ郡は全体としては王国平均の地力に達していた。

地租単位合計に占める、都市の比率はB県で12%であり、この数値は本領3県（24-28%）よりも遥かに低かった。これは、B県の都市人口比率16%（王国平均の1/2以下）に照応していた。第4表のB県でも第3表のB大区と事態は同じである。しかし、都市の地租単位の比率は、管区で見ると、D県の4、L県の1、Z県の3、B県の5、合計13管区で0%であった。これらの管区では、D県のリーザを除いて、都市人口比率も0%であった。B県2郡の中で同比率が低いⅠ郡の11%よりも比率がさらに低い管区は、D県に28中15、L県に30中4、Z県（協定所領を1郡=1管区と見なす）に42中7、本領3県100管区中合計26であった。それに対して、B県では17管区中13がそうであった。したがって、都市の地租単位合計の比率と都市人口比率が低い管区がB県には多く、本領3県には概して少なかった。

騎士農場数の対王国合計比は、面積・人口の対王国合計比よりもB県で極めて大きかった（29%対16あるいは14%）。本表もB県における騎士農場の密集を示している。B県の中では騎士農場数の対王国合計比はⅠ郡で面積比率の1.9倍であり、Ⅱ郡で面積比率の1.5倍以上であった。したがって、Ⅰ郡がⅡ郡よりも騎士農場が密集していた。

第4表では、地租単位に関する原表が、騎士農場の地租単位を、それが所在する都市あるいは農村の地租単位に含ませているために、第3表のように、騎士農場の地租単位を含まない、農村のみの地租単位が

判明しない（騎士農場の大部分は農村に所在したとしても）、それを考慮した上で、合計に占める、騎士農場の地租単位の比率を県で比較すると、王国の13%に対して、B県が最も高く、20%であった。B県を郡で見ると、II郡17%に対して、I郡は遥かに高く、23%であった。I郡の騎士農場はII郡よりも優位を占めていた。

なお、騎士農場数の対王国合計比は、本領3県の中では面積・人口の対王国合計比よりもL県全体、D県II郡、L県I郡、同II郡、同IV郡とZ県IV郡で大きかった。L県とこれら5郡には騎士農場が相当に密集していた。しかし、地租単位合計に占める騎士農場の比率は、L県全体で14%、D県II郡で16%、L県I郡で11%、同II郡で22%、同IV郡で11%、Z県IV郡で17%であり、L県とこれら5郡の数値は、B県I郡よりも低く、L県II郡を除く地域は、B県II郡よりも低かった。したがって、この比率は本領3県とその諸郡では概して低く、B県とその2郡では高かった。

合計に占める、騎士農場の地租単位の比率を管区で見ると、20%以上がB県（17管区）I郡に5（22-53%）、同II郡に3（22-44%）、計8（うち3は30%以上）、あったが、本領3県100管区には計13、すなわち、D県I郡に1（23%）、同II郡に1（26%）、L県I郡に4（20-27%）、同II郡に4（20-28%）、同III郡に1（24%）、Z県IV郡に2（24-25%）、のみあった（28%以上の郡はなかった）。したがって、この数値の高い管区がB県に多く、本領3県諸管区には少なかった。

地租単位合計の対王国合計比①と騎士農場の地租単位合計の対王国合計比②を比較すると、D県とZ県では①が②よりも高く（いずれも6%差）、②が①よりもL県ではやや高いが、B県では相当に高かった（8%差）。B県のII郡では②が2%、I郡では6%高かった。したがって、騎士農場の地位はB県で高く、また、同II郡よりもI郡で高かった。

地租単位合計の対王国合計比①と騎士農場数の対王国合計比③を比較すると、①が③よりもL県で6%だけ、D県で5%だけ、Z県で3%余り高かった。それに対して、B県では①は15%だけ③よりも低かった。D県II郡（差1.5%）、L県II郡（差0.4%）とZ県IV郡（差5.1%）の3郡では、①は③よりも低いが、③はB県I郡では①の2.7倍、同II郡では1.5倍にもなっていた。本領3県の諸管区では③は①のエルスターベルクで3.3倍、ブラウエンで3.0倍、ラーデブルク、エルスニツとトロイエンで2.0-2.6倍であった。B県の諸管区では③は①のケーニヒスヴァルタで5.2倍、ケーニヒスブリュックで4.0倍、ビショフスヴェルダ、ヴァイセンベルク、パウツェン、カーメンツ、ノイザルツァ、レーパウ、シルギスヴァルデとヘルンフトで2.0-2.7倍であった。特殊な事例として①は③のライブツィヒI=10.6倍、ドレーズデン=7.4倍であった。以上の指標も本領3県に対してB県における騎士農場の優位を示していた。

騎士農場の地租単位の平均を見ると、B県は王国平均の76%に過ぎなかった。B県の中でII郡は92%に達しているが、I郡は僅か68%であった。本領3県の中では92%以下はZ県全体、D県の1郡とZ県の2郡（その中のIV郡は極めて低く、69%）のみであった。本領3県と比較して、B県とその2郡における騎士農場の平均地租単位の低さが特徴的である。しかも、B県のI郡はII郡よりも遥かに低かった。

農村の地租単位合計に対する騎士農場の地租単位合計の比率（d）は、騎士農場の一部は農村に属し、その比率は不明である⁽¹⁷⁾から、両者の比較は厳密ではないけれども、それを考慮した上で、この比率を問題にしよう。この比率は、県で見ると、Z県とD県が最も低く、13%で、19%のL県が続き、B県の23%が最も高かった。この倍率が高くなるにつれて、大体において騎士農場の地位が高まったであろう。郡で見ると、B県の2郡ではII郡20%で、I郡25%であった。この数値でもB県のI郡はII郡よりも騎士農場の地位が高かった。本領3県で20%よりも高い郡は、L県II郡26%とZ県IV郡23%の2郡のみであった。他方で、Z県I郡は僅か7%に過ぎず、D県IV郡とZ県II郡は9%であった。したがって、この比率はB県とその2郡で高く、本領3県とその諸郡では概して低かった。管区で見ると、騎士農場の存在しない管区

は、B県には全くないが、本領3県にはZ県に7、L県に3、D県に2、合計12あった。それ以外に、騎士農場の地租単位合計が農村の地租単位合計の10%以下の管区は、本領3県ではZ県Ⅱ郡シュヴァルツェンベルク管区（2%で、最低）など、D県Ⅰ郡に2、同Ⅱ郡に1、同Ⅲ郡に4、同Ⅳ郡に3、計10、L県Ⅰ郡に1、同Ⅲ郡に1、計2、Z県Ⅰ郡に5、同Ⅱ郡に4、同Ⅲ郡に4、同Ⅳ郡に1、計14、合計26、あり、B県にもⅡ郡に4、あった。他方で、B県Ⅰ郡の倍率、25%よりも高い管区は、本領3県では、Z県Ⅳ郡のブラウエン（32%で、本領3県で最高）など、D県Ⅰ郡に1、同Ⅱ郡に1、計2、L県Ⅰ郡に3、同Ⅱ郡に3、同Ⅲ郡に1、計7、Z県Ⅳ郡に4、合計13あった。B県では、Ⅰ郡のケーニヒスヴァルタ（53%で、王国最高値）など、Ⅰ郡に3、Ⅱ郡に3、計6あった。したがって、この比率は本領3県の諸管区では概して低く、B県の諸管区では概して高かった。

次に、平均騎士農場面積（以下では単位、アッカーをすべて省略）を問題にしよう。王国の平均は462で、Z県のみが10%高いけれども、他の3県は平均と等しいか、4%ほど低かった。郡では、平均よりも約40%高いのは、D県Ⅳ郡、L県Ⅱ郡とZ県協定所領のみであり、平均よりも40%低い郡はなかった。管区で50%以下は、D県のデーレン40%、ドレースデン42%、シェーンフェルト46%、L県のペガウ39%、ミューゲルン42%、コルディツとライスニヒ48%、Z県のレンゲンフェルト46%、以上、本領3県で8あり、また、B県のグロース・シェーナウ45%、があった。200%以上は、D県のラウエンシュタイン306%とザイダ473%、L県のグリマ209%とブランディス248%、Z県のレムゼ206%、シュトルベルク208%、シェーネク231%、マルク・ノイキルヒェン253%、ヴィルデンフェルス264%、ファルケンシュタイン267%とパウザ466%、以上、本領3県で11あり、また、B県ベルンシュタト215%、があった。したがって、本領3県の諸管区には、平均面積よりもかなり小さい騎士農場もかなり大きい騎士農場もあったが、B県の諸管区には、両種の騎士農場は少なかった。

第4表では、面積に関する原表が、第3表と異なって、都市の土地と農村の土地を区分していないので、騎士農場対農村の土地を計算できない。それを考慮した上で、私有地総面積に占める騎士農場面積の比率を求めると、それは王国で19%であり、本領3県のうち、D県とZ県の15%とL県の20%に対して、B県では29%に上った。郡ではD県で13-19%（20%に達する郡はない）、Z県で8-26%（20%以上は5郡中1郡のみ）、L県で13-26%（4郡中2郡が20%以上）、B県の2郡で25-32%、であった。管区で見ると、10%以下はD県（28）でゼープニツ（0%）など、計9、L県（30）で計5、Z県（42）で、アイベンシュトク、ヨハンゲオルゲンシュタト、グリューンハインとオーバー・ヴィーゼンタール（いずれも0%）など、計14、であった。これは本領3県100管区の14%に当たる。それに対して、B県（17）ではベルンシュタト、エーバースバハ、計2、のみで、12%に達しなかった。さらに、B県Ⅰ郡の32%と同じ、あるいは、それよりも高い管区は、D県にはなく、L県にヴルツェン（34%）とフローブルク（33%）、Z県にファルケンシュタイン（38%）、マルク・ノイキルヒェンとブラウエン（ともに32%）、計5あった。これは本領3県の全管区の5%に過ぎなかった。反対に、B県ではケーニヒスヴァルタ（56%）、ヘルンフト（41%）、レーパウ（37%）とノイ・ザルツァ（33%）の4管区が32%を超えていた。これはB県の全管区の25%に近かった。このように、本領3県には騎士農場面積の比率が低い管区が多く、高い管区は少なかったのに対して、B県には、騎士農場面積比率の低い管区が少なく、高い管区が多かった。これもB県における騎士農場の優越を示していた。

騎士農場の地租単位合計の対王国合計比②と騎士農場面積の対王国合計比④を見ると、D県では両者はほぼ等しいが、L県では④は②よりも10%低かった。④はZ県では②よりも4%高く、B県では6%高かった。後者の2県の騎士農場は地力が劣っているのに対して、L県の騎士農場は地力が高かった。

第4表 農村自治体と騎士農場の郡・県別地租単位（19世紀中葉）

管区・郡	都市	農村自治体	合計	騎士農場			(a)	(b)	(c)	(d)
				地租単位	数	平均				
Dip		552,130[1.5%]	596,488[1.2%]	73,388[1.2%]	14[1.5%]	5,242=81%	1.6%	1.0%	14%	13%
	〈7%〉	〈93%〉	〈100%〉	〈12%〉			RG6,124A	[1.4%]	〈437A(96%)〉	[16%]
Döh		153,825[0.4%]	153,825[0.3%]	28,058[0.5%]	4[0.4%]	7,014=108%	0.2%	0.8%	0%	18%
	〈0%〉	〈100%〉	〈100%〉	〈18%〉			RG747A	[0.2%]	〈187A(40%)〉	[16%]
Dre		812,207[2.2%]	3,279,629[6.7%]	40,036[0.7%]	8[0.9%]	5,004=77%	1.7%	7.0%	79%	5%
	〈75%〉	〈25%〉	〈100%〉	〈1%〉			RG1,548A	[0.4%]	〈194A(42%)〉	[5%]
Mor		124,405[0.3%]	124,405[0.3%]	—	—		0.6%	0.3%	0%	0%
	〈0%〉	〈100%〉	〈100%〉	—			RG285A	[0.1%]	〈?A(?)〉	[3%]
Rade		214,122[0.6%]	249,606[0.5%]	18,891[0.3%]	7[0.7%]	2,699=41%	1.0%	0.6%	21%	9%
	〈14%〉	〈86%〉	〈100%〉	〈8%〉			RG2,947A	[0.7%]	〈421A(97%)〉	[12%]
Radu		190,745[0.5%]	224,055[0.5%]	50,691[0.8%]	12[1.3%]	4,224=65%	1.0%	0.4%	26%	27%
	〈15%〉	〈85%〉	〈100%〉	〈23%〉			RG7,255A	[1.7%]	〈605A(131%)〉	[27%]
Schöd		171,299[0.5%]	171,299[0.4%]	31,630[0.5%]	5[0.5%]	6,326=97%	0.4%	0.3%	0%	18%
	〈0%〉	〈100%〉	〈100%〉	〈18%〉			RG1,072A	[0.2%]	〈214A(46%)〉	[12%]
Wilf		459,230[1.2%]	501,861[1.0%]	67,963[1.1%]	11[1.2%]	6,178=95%	0.9%	0.6%	20%	15%
	〈8%〉	〈92%〉	〈100%〉	〈14%〉			RG4,204A	[1.0%]	〈382A(83%)〉	[17%]
I 郡		2,677,963[7.3%]	5,301,168[10.9%]	310,658[5.1%]	61[6.5%]	5,093=78%	7.5%	11.1%	55%	12%
Dre		〈49%〉	〈51%〉	〈100%〉	〈6%〉		RG24,186A	[5.6%]	〈396A(86%)〉	[14%]
Gron		692,978[1.9%]	769,298[1.6%]	128,026[2.1%]	23[2.5%]	5,566=86%	3.2%	1.4%	28%	18%
	〈10%〉	〈90%〉	〈100%〉	〈17%〉			RG16,277A	[3.8%]	〈708A(153%)〉	[21%]
Lom		569,652[1.5%]	595,824[1.2%]	48,876[0.8%]	7[0.7%]	6,982=107%	0.8%	0.6%	24%	9%
	〈4%〉	〈96%〉	〈100%〉	〈8%〉			RG1,717A	[0.4%]	〈245A(53%)〉	[8%]
Mei		1,052,485[2.9%]	1,145,993[2.4%]	175,762[2.9%]	25[2.7%]	7,030=108%	1.8%	1.6%	28%	17%
	〈8%〉	〈92%〉	〈100%〉	〈15%〉			RG8,005A	[1.9%]	〈320A(69%)〉	[17%]
Nos		495,718[1.3%]	540,551[1.1%]	75,537[1.2%]	12[1.3%]	6,295=97%	1.1%	0.9%	21%	15%
	〈8%〉	〈92%〉	〈100%〉	〈14%〉			RG4,522A	[1.0%]	〈377A(82%)〉	[19%]
Rie		463,276[1.3%]	463,276[1.0%]	121,839[2.0%]	14[1.5%]	8,702=134%	0.9%	0.7%	28%	26%
	〈0%〉	〈100%〉	〈100%〉	〈26%〉			RG6,036A	[1.4%]	〈431A(93%)〉	[26%]
II 郡		3,274,109[8.9%]	3,514,942[7.2%]	550,041[9.0%]	81[8.7%]	6,791=104%	7.7%	5.4%	26%	17%
Mei		〈7%〉	〈93%〉	〈100%〉	〈16%〉		RG36,558A	[8.5%]	〈451A(98%)〉	[19%]
Got		102,227[0.3%]	130,079[0.3%]	12,567[0.2%]	2[0.2%]	6,283=97%	0.5%	0.2%	40%	12%
	〈21%〉	〈79%〉	〈100%〉	〈10%〉			RG1,796A	[0.4%]	〈898A(194%)〉	[19%]
Hoh		153,772[0.4%]	174,862[0.4%]	17,678[0.3%]	3[0.3%]	5,893=91%	0.6%	0.2%	20%	11%
	〈12%〉	〈88%〉	〈100%〉	〈10%〉			RG775A	[0.2%]	〈258A(56%)〉	[7%]
Köns		139,962[0.4%]	166,473[0.3%]	16,100[0.3%]	3[0.3%]	5,367=82%	0.8%	0.4%	30%	12%
	〈16%〉	〈84%〉	〈100%〉	〈10%〉			RG1,329A	[0.3%]	〈443A(96%)〉	[12%]
Laun		196,295[0.5%]	228,241[0.5%]	18,246[0.3%]	2[0.2%]	9,123=140%	0.8%	0.4%	32%	9%
	〈14%〉	〈86%〉	〈100%〉	〈8%〉			RG2,823A	[0.7%]	〈1,412A(306%)〉	[13%]
Neut		136,813[0.4%]	163,132[0.3%]	27,564[0.5%]	5[0.5%]	5,513=85%	0.5%	0.4%	33%	20%
	〈16%〉	〈84%〉	〈100%〉	〈17%〉			RG2,416A	[0.6%]	〈483A(105%)〉	[22%]
Pir		684,514[1.9%]	865,250[1.8%]	159,300[2.6%]	18[1.9%]	8,850=136%	1.5%	1.4%	35%	23%
	〈21%〉	〈79%〉	〈100%〉	〈18%〉			RG6,668A	[1.5%]	〈370A(80%)〉	[18%]
Scha		142,352[0.4%]	165,131[0.3%]	6,896[0.1%]	1[0.1%]	6,896=106%	0.7%	0.4%	27%	5%
	〈14%〉	〈86%〉	〈100%〉	〈4%〉			RG603A	[0.1%]	〈603A(131%)〉	[7%]
Seb		79,153[0.2%]	123,618[0.3%]	2,164[0%]	2[0.2%]	1,082=17%	0.5%	0.4%	52%	3%
	〈36%〉	〈64%〉	〈100%〉	〈2%〉			RG-A	[0%]	〈-A(0%)〉	[0%]
Ston		322,740[0.9%]	346,734[0.7%]	16,584[0.3%]	3[0.3%]	5,528=85%	1.0%	0.5%	12%	5%
	〈7%〉	〈93%〉	〈100%〉	〈5%〉			RG1,342A	[0.3%]	〈447A(97%)〉	[6%]
III 郡		1,957,828[5.3%]	2,363,520[4.9%]	277,099[4.6%]	39[4.2%]	7,105=109%	6.8%	4.4%	31%	14%
Pir		〈17%〉	〈83%〉	〈100%〉	〈12%〉		RG17,756A	[4.1%]	〈455A(98%)〉	[13%]
Alt		25,411[0.1%]	57,424[0.1%]	—	— ⁽¹⁾		0.6%	0.3%	40%	0%
	〈56%〉	〈44%〉	〈100%〉	—			RG312A	[0.1%]	〈?A(?)〉	[4%]
Brad		257,857[0.7%]	269,767[0.6%]	23,722[0.4%]	5[0.5%]	4,744=73%	0.6%	0.7%	16%	9%
	〈4%〉	〈96%〉	〈100%〉	〈9%〉			RG2,001A	[0.5%]	〈400A(87%)〉	[13%]
Fran		319,026[0.9%]	335,992[0.7%]	9,276[0.2%]	2[0.2%]	4,638=71%	1.4%	0.6%	10%	3%
	〈5%〉	〈95%〉	〈100%〉	〈3%〉			RG729A	[0.2%]	〈365A(79%)〉	[3%]
Fre		699,952[1.9%]	880,770[1.8%]	81,151[1.3%]	13[1.4%]	6,242=96%	1.7%	2.1%	35%	12%
	〈21%〉	〈79%〉	〈100%〉	〈9%〉			RG4,697A	[1.1%]	〈361A(78%)〉	[12%]

Sai	419,869[1.1%] <6%>	447,577[0.9%] <94%>	65,722[1.1%] <15%>	4[0.4%]	16,431=253%	1.6%	1.1%	6%	16%
Tha	216,466[0.6%] <14%>	251,446[0.5%] <86%>	11,805[0.2%] <5%>	3[0.3%]	3,935=60%	RG8,745A 0.8%	2.0% 0.6%	<2,186A(473%)> 24%	[23%] 5%
IV郡 Fre	1,938,581[5.3%] <14%>	2,242,976[4.6%] <100%>	191,675[3.1%] <9%>	27 ⁽¹⁾ [2.9%]	7,099=109%	RG1,054A 6.8%	0.2% 5.4%	<351A(76%)> 24%	[9%] 10%
D県	9,848,481[27%] <27%>	13,422,606[28%] <73%>	1,329,473[22%] <10%>	208 ⁽¹⁾ [22%]	6,392=98%	RG17,541A 29%	4.1% 26%	<650A(141%)> 39%	[13%] 13%
Bor	758,148[2.1%] <13%>	874,845[1.8%] <87%>	183,524[3.0%] <20%>	26[2.8%]	7,059=108%	RG9,082A 0.9%	2.1% 4.6%	<349A(76%)> 76%	[27%] 8%
LeipI	664,769[1.8%] <82%>	3,598,245[7.4%] <18%>	52,423[0.9%] <1%>	7[0.7%]	7,489=115%	RG3,869A 0.9%	0.9% 0.9%	<553A(120%)> 19%	[19%] 19%
LeipII	822,516[2.2%] <0%>	822,516[1.7%] <100%>	222,944[3.7%] <27%>	19[2.0%]	11,734=180%	RG6,704A 1.0%	1.6% 1.2%	<353A(76%)> 0%	[26%] 27%
Mkr	316,623[0.9%] <14%>	367,746[0.8%] <86%>	41,819[0.7%] <11%>	6[0.6%]	6,970=107%	RG1,610A 0.5%	0.4% 0.3%	<268A(58%)> 22%	[13%] 13%
Peg	461,925[1.3%] <19%>	568,629[1.2%] <81%>	70,696[1.2%] <12%>	13[1.4%]	5,438=84%	RG2,321A 0.6%	0.4% 0.6%	<179A(39%)> 50%	[14%] 15%
Röt	323,270[0.9%] <13%>	371,464[0.8%] <87%>	94,743[1.6%] <26%>	10[1.1%]	9,474=146%	RG4,674A 0.6%	0.6% 0.4%	<467A(101%)> 25%	[31%] 29%
Tau	369,783[1.0%] <12%>	420,189[0.9%] <88%>	67,542[1.1%] <16%>	8[0.9%]	8,443=130%	RG1,911A 0.5%	0.4% 0.4%	<239A(52%)> 30%	[13%] 28%
Zwe	307,826[0.8%] <15%>	360,870[0.7%] <85%>	85,912[1.4%] <24%>	9[1.0%]	9,546=147%	RG3,181A 0.7%	0.4% 0.7%	<353A(76%)> 50%	[29%] 20%
I 郡 Bor	4,024,860[10.9%] <45%>	7,384,504[15.2%] <55%>	819,703[13.5%] <11%>	98[10.5%]	8,364=129%	RG33,355A 6.0%	7.7% 8.9%	<340A(74%)> 50%	[22%] 20%
Bras	285,090[0.8%] <20%>	355,067[0.7%] <80%>	50,427[0.8%] <14%>	3[0.3%]	16,809=258%	RG3,441A 1.5%	0.3% 0.9%	<1,147A(248%)> 38%	[22%] 28%
Gri	579,873[1.5%] <21%>	729,914[1.5%] <70%>	164,160[2.7%] <22%>	10[1.1%]	16,416=252%	RG9,645A 0.6%	0.8% 0.3%	<965A(209%)> 44%	[27%] 18%
Lauk	210,071[0.6%] <12%>	239,457[0.5%] <88%>	38,706[0.6%] <16%>	4[0.4%]	9,677=149%	RG2,068A 1.9%	0.5% 1.1%	<517A(112%)> 34%	[16%] 27%
Osc	845,647[2.3%] <11%>	945,062[1.9%] <89%>	228,603[3.8%] <24%>	23[2.5%]	9,939=153%	RG12,897A 0.7%	3.0% 0.4%	<561A(121%)> 29%	[27%] 23%
Str	217,914[0.6%] <11%>	245,713[0.5%] <89%>	49,092[0.8%] <20%>	6[0.6%]	8,182=126%	RG2,981A 0.9%	0.7% 0.5%	<497A(108%)> 15%	[17%] 15%
Werf	336,087[0.9%] <7%>	362,384[0.7%] <93%>	50,271[0.8%] <14%>	7[0.7%]	7,182=110%	RG2,690A 2.0%	0.6% 1.1%	<384A(83%)> 27%	[16%] 31%
Wur	905,167[2.5%] <9%>	992,236[2.0%] <91%>	281,936[4.6%] <28%>	26[2.8%]	10,959=168%	RG16,997A 8.3%	3.9% 4.7%	<654A(142%)> 32%	[34%] 26%
II 郡 Gri	3,379,849[9.2%] <13%>	3,869,833[8.0%] <87%>	863,195[14.2%] <22%>	79[8.4%]	10,927=168%	RG50,723A 0.6%	11.7% 0.9%	<642A(139%)> 22%	[26%] 0%
Bur	300,599[0.8%] <9%>	330,703[0.7%] <91%>	— —	—	—	RG1,238A 0.7%	0.3% 0.5%	<?A(??%)> 32%	[8%] 14%
Col	300,177[0.8%] <11%>	338,586[0.7%] <89%>	43,128[0.7%] <13%>	9[1.0%]	4,792=74%	RG1,981A 0.6%	0.5% 0.5%	<220A(48%)> 43%	[14%] 30%
Fro	258,288[0.7%] <21%>	327,576[0.7%] <79%>	77,484[1.3%] <24%>	8[0.9%]	9,686=149%	RG4,781A 0.5%	1.1% 0.4%	<598A(129%)> 38%	[33%] 12%
Gei	221,479[0.6%] <20%>	277,458[0.6%] <80%>	27,331[0.4%] <10%>	5[0.5%]	5,466=84%	RG1,561A 1.0%	0.4% 1.0%	<312A(68%)> 37%	[12%] 3%
Mit	436,250[1.2%] <15%>	510,958[1.1%] <85%>	13,019[0.2%] <3%>	2[0.2%]	6,510=100%	RG1,632A 0.6%	0.4% 0.7%	<816A(177%)> 34%	[7%] 19%
Pen	276,538[0.8%] <25%>	369,425[0.8%] <75%>	51,770[0.9%] <14%>	6[0.6%]	8,628=133%	RG2,909A 0.9%	0.7% 0.7%	<485A(105%)> 30%	[19%] 14%
Roc	432,182[1.2%] <13%>	493,997[1.0%] <88%>	58,351[1.0%] <12%>	7[0.7%]	8,336=128%	RG2,663A 4.9%	0.6% 4.7%	<380A(82%)> 35%	[12%] 12%
III 郡 Roc	2,225,513[6.0%] <16%>	2,648,703[5.4%] <84%>	271,083[4.5%] <10%>	37[4.0%]	7,327=113%	RG16,768A 0.9%	3.9% 0.9%	<453A(98%)> 39%	[14%] 21%
Döb	547,146[1.5%] <13%>	626,801[1.3%] <87%>	114,916[1.9%] <18%>	19[2.0%]	6,048=93%	RG5,419A 0.3%	1.3% 0.3%	<285A(62%)> 40%	[24%] 11%
Ger	125,167[0.3%] <20%>	155,592[0.3%] <80%>	14,303[0.2%] <9%>	3[0.3%]	4,768=73%	RG904A 0.2%	0.3% 0.2%	<301A(65%)> 3%	[13%] 13%

Hai	280,148[0.8%]	338,143[0.7%]	—	—	0.6%	0.7%	46%	0%	
	〈17%〉	〈83%〉	〈100%〉	—	RG882A	[0.2%]	〈?A(??%)〉	[5%]	
Har	143,398[0.4%]	164,298[0.3%]	—	—	0.3%	0.3%	36%	0%	
	〈13%〉	〈87%〉	〈100%〉	—	RG20A	[0%]	〈?A(??%)〉	[0.2%]	
Leis	479,886[1.3%]	567,631[1.2%]	58,234[1.0%]	11[1.2%]	5,294=81%	1.0%	0.8%	34%	12%
	〈15%〉	〈85%〉	〈100%〉	〈10%〉	RG2,432A	[0.6%]	〈221A(48%)〉	[12%]	
Müg	340,191[0.9%]	382,639[0.8%]	44,737[0.7%]	6[0.6%]	7,456=115%	0.5%	0.5%	16%	13%
	〈11%〉	〈89%〉	〈100%〉	〈12%〉	RG1,151A	[0.3%]	〈192A(42%)〉	[9%]	
Roß	279,640[0.8%]	326,409[0.7%]	40,978[0.7%]	4[0.4%]	10,245=157%	0.6%	0.7%	41%	15%
	〈14%〉	〈85%〉	〈100%〉	〈13%〉	RG2,119A	[0.5%]	〈530A(115%)〉	[13%]	
Wal	196,669[0.5%]	226,148[0.5%]	35,986[0.6%]	6[0.6%]	5,998=92%	0.5%	0.5%	48%	18%
	〈13%〉	〈87%〉	〈100%〉	〈16%〉	RG2,583A	[0.6%]	〈431A(93%)〉	[21%]	
IV 郡	2,392,245[6.5%]	2,787,661[5.7%]	309,155[5.1%]	49[5.2%]	6,309=97%	4.7%	4.6%	24%	38%
Döb	14%]	86%]	100%]	11%]	RG15,513A	[3.6%]	〈317A(69%)〉	[13%]	
L 県	12,022,467[33%]	16,690,701[34%]	2,263,136[37%]	263[28%]	8,605=132%	24%	23%	41%	19%
	〈28%〉	〈72%〉	〈100%〉	〈14%〉	RG116,360A	[27%]	〈442A(96%)〉	[20%]	
Aug	400,289[1.1%]	420,041[0.9%]	13,672[0.2%]	3[0.3%]	4,557=70%	1.2%	1.0%	8%	3%
	〈5%〉	〈95%〉	〈100%〉	〈3%〉	RG722A	[0.2%]	〈241A(52%)〉	[3%]	
Che	688,869[1.9%]	1,026,522[2.1%]	40,091[0.7%]	5[0.5%]	8,018=123%	1.4%	3.9%	49%	6%
	〈33%〉	〈67%〉	〈100%〉	〈4%〉	RG2,180A	[0.5%]	〈436A(94%)〉	[7%]	
Frag	351,630[1.0%]	426,542[0.9%]	44,498[0.7%]	3[0.3%]	14,832=228%	0.8%	0.8%	44%	13%
	〈18%〉	〈82%〉	〈100%〉	〈10%〉	RG1,900A	[0.4%]	〈633A(137%)〉	[10%]	
Lim	267,327[0.7%]	267,327[0.5%]	20,321[0.3%]	4[0.4%]	5,080=78%	0.5%	0.7%	0%	8%
	〈0%〉	〈100%〉	〈100%〉	〈8%〉	RG1,271A	[0.3%]	〈318A(69%)〉	[11%]	
Oed	221,978[0.6%]	284,298[0.6%]	20,892[0.3%]	2[0.2%]	10,446=161%	0.5%	0.5%	46%	9%
	〈22%〉	〈78%〉	〈100%〉	〈7%〉	RG1,620A	[0.4%]	〈810A(175%)〉	[12%]	
Stog	552,575[1.5%]	597,678[1.2%]	26,884[0.4%]	2 ⁽²⁾ [0.2%]	13,442=207%	1.3%	1.6%	15%	5%
	〈8%〉	〈92%〉	〈100%〉	〈4%〉	RG1,920A	[0.4%]	〈960A(208%)〉	[6%]	
Zsc	166,305[0.5%]	237,420[0.5%]	23,306[0.4%]	2[0.2%]	11,653=179%	0.5%	0.8%	46%	14%
	〈30%〉	〈70%〉	〈100%〉	〈10%〉	RG1,597A	[0.4%]	〈799A(173%)〉	[14%]	
I 郡	2,648,973[7.2%]	3,259,828[6.7%]	189,664[3.1%]	21 ⁽²⁾ [2.2%]	9,032=139%	6.1%	9.3%	34%	7%
Che	19%]	81%]	100%]	6%]	RG11,212A	[2.9%]	〈534A(116%)〉	[8%]	
Cri	274,642[0.7%]	349,650[0.7%]	42,698[0.7%]	6[0.6%]	7,161=110%	0.5%	0.8%	57%	16%
	〈21%〉	〈79%〉	〈100%〉	〈1%〉	RG2,345A	[0.5%]	〈391A(85%)〉	[18%]	
Eib	82,428[0.2%]	129,000[0.3%]	—	—	1.1%	0.9%	32%	0%	
	〈36%〉	〈64%〉	〈100%〉	—	—	—	—	—	—
Jog	22,189[0.1%]	36,147[0.1%]	—	—	0.3%	0.3%	56%	0%	
	〈39%〉	〈61%〉	〈100%〉	—	—	—	—	—	—
Kir	249,737[0.7%]	282,710[0.6%]	11,576[0.2%]	2[0.2%]	5,788=89%	0.8%	0.8%	29%	5%
	〈12%〉	〈88%〉	〈100%〉	〈4%〉	RG629A	[0.1%]	〈315A(68%)〉	[3%]	
Rem	181,998[0.5%]	181,998[0.4%]	17,787[0.3%]	1[0.1%]	17,787=273%	0.3%	0.2%	0%	10%
	〈0%〉	〈100%〉	〈100%〉	〈10%〉	RG951A	[0.2%]	〈951A(206%)〉	[11%]	
Sche	82,432[0.2%]	133,522[0.3%]	—	—	0.6%	0.5%	41%	0%	
	〈38%〉	〈62%〉	〈100%〉	—	RG45A	[0%]	〈?A(??%)〉	[0.5%]	
Schn	113,251[0.3%]	217,505[0.4%]	8,082[0.1%]	2[0.2%]	4,041=62%	0.4%	1.0%	60%	7%
	〈48%〉	〈52%〉	〈100%〉	〈4%〉	RG1,147A	[0.3%]	〈574A(124%)〉	[12%]	
Schw	167,003[0.5%]	195,567[0.4%]	3,115[0.1%]	1[0.1%]	3,115=48%	0.9%	0.9%	15%	2%
	〈15%〉	〈85%〉	〈100%〉	〈2%〉	RG233A	[0.1%]	〈233A(50%)〉	[2%]	
Weru	381,748[1.0%]	465,525[1.0%]	51,806[0.9%]	9[1.0%]	5,756=88%	1.0%	1.0%	38%	14%
	〈18%〉	〈82%〉	〈100%〉	〈11%〉	RG3,410A	[0.8%]	〈379A(82%)〉	[16%]	
Wils	223,666[0.6%]	249,879[0.5%]	15,229[0.3%]	1[0.1%]	15,229=234%	0.5%	0.6%	25%	7%
	〈10%〉	〈90%〉	〈100%〉	〈6%〉	RG1,219A	[0.3%]	〈1,219A(264%)〉	[9%]	
Zwi	354,615[1.0%]	524,678[1.1%]	45,950[0.8%]	8[0.9%]	5,744=88%	0.8%	1.8%	48%	13%
	〈32%〉	〈68%〉	〈100%〉	〈9%〉	RG2,330A	[0.5%]	〈291A(63%)〉	[12%]	
II 郡	2,133,709[5.8%]	2,766,181[5.7%]	196,511[3.2%]	30[3.2%]	6,550=101%	7.4%	8.8%	39%	9%
Zwi	23%]	77%]	100%]	7%]	RG12,313A	[2.8%]	〈410A(89%)〉	[9%]	
Ann	214,910[0.6%]	324,156[0.7%]	10,221[0.2%]	2[0.2%]	5,011=77%	0.7%	1.3%	51%	5%
	〈34%〉	〈66%〉	〈100%〉	〈3%〉	RG853A	[0.2%]	〈427A(92%)〉	[5%]	
Ehr	70,235[0.2%]	126,724[0.3%]	16,788[0.3%]	2[0.2%]	8,394=129%	0.4%	0.6%	43%	23%
	〈45%〉	〈55%〉	〈100%〉	〈13%〉	RG1,248A	[0.3%]	〈624A(135%)〉	[16%]	
Gey	55,779[0.2%]	86,193[0.2%]	4,327[0.1%]	1 ⁽³⁾ [0.1%]	4,327=67%	0.3%	0.3%	60%	8%
	〈35%〉	〈65%〉	〈100%〉	〈5%〉	RG509A	[0.1%]	〈509A(110%)〉	[9%]	

Grü	73,007[0.2%] 〈54%〉 〈46%〉	157,793[0.3%] 〈100%〉	—	—	0.6%	0.5%	63%	0%
Jöh	32,526[0.1%] 〈29%〉 〈71%〉	45,714[0.1%] 〈100%〉	—	—	0.4%	0.3%	34%	0%
Lge	168,575[0.5%] 〈17%〉 〈83%〉	202,913[0.4%] 〈100%〉	39,990[0.7%] 〈19%〉	7[0.7%] 〈3%〉	5,713=88% 〈100%〉	0.6%	0.5%	27% 24%
Mar	65,450[0.2%] 〈47%〉 〈53%〉	123,483[0.3%] 〈100%〉	3,958[0.1%] 〈3%〉	1[0.1%]	3,598=55% 〈100%〉	RG3,406A [0.8%]	〈487A(105%)〉 [23%]	6%
Owi	34,838[0.1%] 〈41%〉 〈59%〉	58,956[0.1%] 〈100%〉	—	—	—	RG450A [0.1%]	〈450A(97%)〉 [6%]	0%
Wol	229,231[0.6%] 〈10%〉 〈90%〉	255,047[0.5%] 〈100%〉	27,010[0.4%] 〈11%〉	6[0.6%]	4,502=69% 〈100%〉	0.6%	0.6%	14% 12%
Zöb	122,926[0.3%] 〈16%〉 〈84%〉	146,281[0.3%] 〈100%〉	14,833[0.2%] 〈10%〉	2[0.2%]	7,417=114% 〈100%〉	RG2,525A [0.6%]	〈421A(91%)〉 [15%]	4%
Ⅲ郡	1,067,477[2.9%] 〈30%〉 〈70%〉	1,527,260[3.1%] 〈100%〉	117,127[1.9%] 〈8%〉	21 ⁽³⁾ [2.2%]	5,577=86% 〈100%〉	RG1,795A [0.4%]	〈898A(194%)〉 [17%]	11%
Nie						RG10,789A [2.5%]	〈514A(111%)〉 [11%]	
Ado	156,869[0.4%] 〈24%〉 〈76%〉	205,283[0.4%] 〈100%〉	29,261[0.5%] 〈14%〉	7[0.7%]	4,180=64% 〈100%〉	0.8%	0.6%	24% 19%
Aue	156,516[0.4%] 〈22%〉 〈78%〉	201,270[0.4%] 〈100%〉	26,600[0.4%] 〈13%〉	6[0.6%]	4,433=68% 〈100%〉	RG5,592A [1.3%]	〈799A(173%)〉 [28%]	17%
Els	110,114[0.3%] 〈18%〉 〈82%〉	134,274[0.3%] 〈100%〉	31,704[0.5%] 〈24%〉	9[1.0%]	3,523=54% 〈100%〉	RG3,016A [0.7%]	〈503A(109%)〉 [21%]	29%
Fal	117,681[0.3%] 〈20%〉 〈80%〉	147,768[0.3%] 〈100%〉	24,115[0.4%] 〈16%〉	5[0.5%]	4,823=74% 〈100%〉	RG2,622A [0.6%]	〈291A(63%)〉 [28%]	20%
Kli	37,606[0.1%] 〈0%〉 〈100%〉	37,606[0.1%] 〈100%〉	—	—	—	RG6,166A [1.4%]	〈1,233A(267%)〉 [38%]	0%
Lgen	85,527[0.2%] 〈40%〉 〈60%〉	142,369[0.3%] 〈100%〉	10,201[0.2%] 〈7%〉	4[0.4%]	2,550=39% 〈100%〉	RG1,98A [0%]	〈?A(?)〉 [8%]	12%
Mkn	74,804[0.2%] 〈31%〉 〈69%〉	108,007[0.2%] 〈100%〉	19,505[0.3%] 〈18%〉	3[0.3%]	6,502=100% 〈100%〉	RG845A [0.2%]	〈214A(46%)〉 [10%]	26%
Oel	357,984[1.0%] 〈14%〉 〈86%〉	416,240[0.9%] 〈100%〉	78,780[1.3%] 〈19%〉	21[2.2%]	3,751=58% 〈100%〉	RG3,507A [0.8%]	〈1,169A(253%)〉 [32%]	22%
Pau	128,353[0.3%] 〈30%〉 〈70%〉	183,050[0.4%] 〈100%〉	12,489[0.2%] 〈7%〉	1[0.1%]	12,489=192% 〈100%〉	RG7,685A [1.8%]	〈366A(79%)〉 [22%]	10%
Pla	574,413[1.6%] 〈19%〉 〈81%〉	713,423[1.5%] 〈100%〉	181,418[3.0%] 〈25%〉	42[4.5%]	4,319=66% 〈100%〉	RG2,154A [0.5%]	〈2,154A(466%)〉 [13%]	32%
Reih	178,237[0.5%] 〈40%〉 〈60%〉	298,599[0.6%] 〈100%〉	40,914[0.7%] 〈14%〉	5[0.5%]	8,183=126% 〈100%〉	RG16,663A [3.9%]	〈397A(86%)〉 [32%]	23%
Schök	74,630[0.2%] 〈29%〉 〈71%〉	105,764[0.2%] 〈100%〉	19,925[0.3%] 〈19%〉	3[0.3%]	6,642=102% 〈100%〉	RG2,254A [0.5%]	〈465A(101%)〉 [16%]	27%
Tre	110,246[0.3%] 〈33%〉 〈67%〉	165,038[0.3%] 〈100%〉	24,839[0.4%] 〈15%〉	6 ⁽³⁾ [0.6%]	4,140=64% 〈100%〉	RG3,207A [0.7%]	〈1,069A(231%)〉 [28%]	23%
Ⅳ郡	2,162,982[5.9%] 〈24%〉 〈76%〉	2,858,691[5.9%] 〈100%〉	499,749[8.2%] 〈17%〉	112 ⁽³⁾ [12.0%]	4,462=69% 〈100%〉	RG3,442A [0.8%]	〈574A(124%)〉 [28%]	23%
Pla						RG57,357A [13.3%]	〈512A(111%)〉 [26%]	
協定	1,071,685[2.9%] 〈30%〉 〈70%〉	1,534,793[3.2%] 〈100%〉	168,695[2.8%] 〈11%〉	13[1.4%]	12,977=199% 〈100%〉	2.4%	4.9%	50% 16%
Z県	9,084,826[25%] 〈24%〉 〈76%〉	11,946,753[25%] 〈100%〉	1,171,746[19%] 〈10%〉	197 ⁽⁴⁾ [21%]	5,948=91% 〈100%〉	RG9,149A [2.1%]	〈704A(152%)〉 [15%]	
Bau	1,015,414[2.8%] 〈14%〉 〈86%〉	1,181,947[2.4%] 〈100%〉	266,811[4.4%] 〈23%〉	59[6.3%]	4,522=70% 〈100%〉	31%	37%	40% 13%
Bis	381,595[1.0%] 〈10%〉 〈90%〉	422,673[0.9%] 〈100%〉	94,009[1.5%] 〈22%〉	22[2.4%]	4,273=66% 〈100%〉	RG10,822A [23%]	〈512A(111%)〉 [15%]	
Kam	580,150[1.6%] 〈14%〉 〈86%〉	671,211[1.4%] 〈100%〉	124,127[2.0%] 〈18%〉	34[3.6%]	3,651=56% 〈100%〉	2.4%	1.7%	30% 26%
Könb	173,753[0.5%] 〈8%〉 〈92%〉	189,830[0.4%] 〈100%〉	48,689[0.8%] 〈26%〉	15[1.6%]	3,246=50% 〈100%〉	RG19,716A [4.6%]	〈334A(72%)〉 [32%]	25%
Könw	263,453[0.7%] 〈0%〉 〈100%〉	263,453[0.5%] 〈100%〉	138,338[2.3%] 〈53%〉	24[2.6%]	5,764=89% 〈100%〉	RG8,649A [2.0%]	〈393A(85%)〉 [30%]	21%
Neua	254,785[0.7%] 〈4%〉 〈96%〉	264,833[0.5%] 〈100%〉	59,771[1.0%] 〈23%〉	12[1.3%]	4,981=77% 〈100%〉	2.3%	1.1%	26% 21%
Pul	204,021[0.6%] 〈11%〉 〈89%〉	228,400[0.5%] 〈100%〉	19,729[0.3%] 〈9%〉	4[0.4%]	4,932=74% 〈100%〉	RG17,196A [4.0%]	〈506A(110%)〉 [30%]	28%
						RG11,158A [2.6%]	〈744A(161%)〉 [32%]	53%
						RG13,791A [3.2%]	〈575A(124%)〉 [56%]	23%
						RG5,348A [1.2%]	〈446A(97%)〉 [33%]	10%
						RG2,313A [0.5%]	〈578A(125%)〉 [12%]	

Schi	231,259[0.6%] 〈9%〉	252,998[0.5%] 〈100%〉	38,868[0.6%] 〈15%〉	9[1.0%]	4,319=66% 〈23%〉	0.6%	0.8%	13%	17%
I 郡	3,104,430[8.4%] 〈89%〉	3,475,345[7.1%] 〈100%〉	790,342[13.0%] 〈23%〉	179[19.1%]	4,415=68% 〈23%〉	RG3,919A [0.9%] 10.3%	[0.9%] 7.0%	〈435A (94%)〉 19%	[25%] 25%
Bau						RG82,095A [19.0%] 0.5%		〈459A (99%)〉 0.4%	[32%] 4%
Ber	224,893[0.6%] 〈9%〉	246,346[0.5%] 〈100%〉	8,188[0.1%] 〈3%〉	1[0.1%]	8,188=126% 〈3%〉	RG993A [0.2%] 0.2%		〈993A (215%)〉 0%	[8%] 4%
Ebe	142,009[0.4%] 〈0%〉	142,009[0.3%] 〈100%〉	5,522[0.1%] 〈4%〉	3[0.3%]	1,841=28% 〈4%〉	RG470A [0.1%] 0.3%		〈157A (34%)〉 0%	[8%] 6%
Grou	161,100[0.4%] 〈0%〉	161,100[0.3%] 〈100%〉	10,157[0.2%] 〈6%〉	5[0.5%]	2,031=31% 〈6%〉	RG1,038A [0.2%] 0.6%		〈208A (45%)〉 0%	[14%] 34%
Her	266,062[0.7%] 〈0%〉	266,062[0.5%] 〈100%〉	89,744[1.5%] 〈34%〉	9[1.0%]	9,972=153% 〈34%〉	RG6,241A [1.4%] 1.4%		〈693A (150%)〉 1.2%	[41%] 31%
Löb	601,151[1.6%] 〈9%〉	858,602[1.8%] 〈100%〉	186,242[3.1%] 〈22%〉	38[4.1%]	4,901=75% 〈22%〉	RG13,143A [3.0%] 0.6%		〈346A (75%)〉 0.5%	[37%] 11%
Ost	269,102[0.7%] 〈9%〉	295,836[0.6%] 〈100%〉	29,893[0.5%] 〈10%〉	5[0.5%]	5,978=92% 〈10%〉	RG1,870A [0.4%] 0.5%		〈374A (81%)〉 0.6%	[13%] 19%
Reiu	229,835[0.6%] 〈0%〉	229,835[0.5%] 〈100%〉	43,428[0.7%] 〈19%〉	7[0.7%]	6,204=95% 〈19%〉	RG3,128A [0.7%] 0.6%		〈460A (100%)〉 0.3%	[26%] 49%
Wei	247,816[0.7%] 〈9%〉	272,417[0.6%] 〈100%〉	120,537[2.0%] 〈44%〉	15[1.6%]	8,036=124% 〈44%〉	RG7,214A [1.7%] 1.4%		〈481A (104%)〉 2.0%	[49%] 7%
Zit	586,422[1.6%] 〈31%〉	844,442[1.7%] 〈100%〉	41,459[0.7%] 〈5%〉	6[0.6%]	6,910=106% 〈5%〉	RG3,021A [0.7%] 6.1%		〈504A (109%)〉 7.2%	[10%] 20%
II 郡	2,728,390[7.4%] 〈12%〉	3,116,649[6.4%] 〈100%〉	535,171[8.8%] 〈17%〉	89[9.5%]	6,013=92% 〈17%〉	RG37,122A [8.6%] 16%		〈417A (90%)〉 14%	[25%] 23%
Zit						RG119,217A [28%] 100%		〈445A (96%)〉 100%	[29%] 17%
B 県	5,832,820[16%] 〈12%〉	6,591,994[14%] 〈100%〉	1,325,513[22%] 〈20%〉	268[29%]	4,946=76% 〈20%〉	RG432,444A [100%] 100%		〈462A (100%)〉 36%	[19%] 17%
王国	36,788,594[100%] 〈24%〉	48,652,054[100%] 〈100%〉	6,089,868[100%] 936 ⁽⁵⁾ [100%] 〈13%〉		6,506=100% 〈13%〉				

(注1)他に未報告3。(注2)他に未報告1。(注3)他に未報告1。(注4)他に未報告2。(注5)他に未報告5。管区は司法管区の略。郡と司法管区の名称は本文末尾の一覧表を参照。

第2－第4表の基礎となった全国検地から約10年後の1853年に、家畜調査が実施され、付随して、家畜所有者の土地保有規模(所有地と借入地)も調査された。結果は、保有地面積(土地非保有を含む、アッカー単位)の規模に従って、23に区分し、さらに、家畜所有者を居住地別に都市(i)、農村(ii)と騎士農場(iii)に3区分して、公表された(ランクスドルフは再編前の県の数値を、再編された県のそれと見なしている)。

原表の保有規模階層23を8に集約したものが、第5表である⁽¹⁸⁾。表中の階層(1)は土地非保有者数、(2)は3アッカー以下、(3)は3－10、(4)は10－50、(5)は50－100、(6)は100－200、(7)は200－1,000アッカー、(8)は1,000アッカー以上、の土地保有者数で、(1)－(8)と家畜所有者合計の[%]は、各層・合計の王国合計に対する比率である。保有面積は1,000単位 of 四捨五入値を表示した(郡別の保有面積は公表されていない)。(i)－(iii)の計と保有面積の[%]は、騎士農場など居住地3区分王国合計(iv)に占める各県の比率である。(iv)におけるこの比率は[%]である。保有面積の2行目の数値は、土地非保有者を含む全家畜所有者1人当たりの保有面積(単位アッカー)で、(%)は王国平均との比較である。面積と人口は、エンゲルから計算した、各県・郡面積・人口の対王国合計比であり、県名あるいは郡名直下の%は、エンゲルから計算した都市人口比率である。各県の都市人口比率は第3表の各大区のそれと同じになった。

第5表(iii)でB県の騎士農場数を見ると、それは王国総数の27%を占め、騎士農場の保有面積の対王国合計比も27%で、これらの比率は県面積・人口の対王国合計比の15－16%を大きく上回った。また、(ii)と(iii)から各県農村住民の保有面積に対する騎士農場のその比率を求めると、D県96/492、L県112/379、Z県85/480、B県110/275、王国403/1,608で、Z県が18%で最も低く、D県20%、L県30%と高くなり、B県が40%(王国25%の1.6倍)で、最高となる。さらに、(iii)と(iv)から各県の保有面積全体に対す

る騎士農場のその比率はD県96/604, L県112/513, Z県85/604, B県110/373, 王国403/2,094で, Z県が14%で最も低く, D県16%, L県22%, B県が29% (王国19%の1.5倍) で, 最高となる. これらの数値は, B県で騎士農場が, 本領3県よりも密集していて, 農村住民に対して優位に立っていることを示していた. L県でもB県と同じく騎士農場数とその保有面積の対王国合計比が面積と人口のそれよりも高かった. しかし, (iv) の (3) - (5) 層, 農民層の構成比合計で, L県の55%に対してB県は43%に過ぎなかった. ここに両県の差があった.

(iii) で騎士農場数の構成比を見ると, 4県の中でB県の (7) の比率は最高で, (6) の比率は最低であった. 本稿第2表が示した, B県における低収益=小規模騎士農場の優位は, 第5表には表出されていない. これは両者の区分法の差によるであろう. ただし, (iii) における騎士農場の平均保有面積は第4表のそれよりもかなり狭かった. その差為何に基づくか, は不明であるが, 第5表 (iii) においても平均面積は第4表と同じくZ県で王国平均値よりもやや広く, D県とL県ではほぼ平均値で, B県で最も狭かった (73%). その限りで, B県の騎士農場は平均的には小規模であった.

第5表 (iv) のみについては郡別の数値が公表されている. B県のI郡とII郡の構成比を比較すると, 全てが騎士農場である (8), 騎士農場が圧倒的な (7), および, 騎士農場が大きな部分を占める (6) は, 小さい数値であるけれども, I郡の比率が高かった. これはI郡における騎士農場の優位を示していた.

第5表 3区分家畜所有者の土地保有規模別構成 (県別, 1855年)

県	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	家畜所有者合計	保有面積	面積	人口
(i) 都市の家畜所有者												
D県 36%	1,335[17%] 〈34%〉	1,586[3%] 〈41%〉	573[2%] 〈15%〉	346[1%] 〈9%〉	27[0%] 〈1%〉	8[1%] 〈0.2%〉	2[0.3%] 〈0%〉		3,877[3%] 〈100%〉 122%	15[0.7%] 3.9(83%)	18% 29%	26%
L県 41%	1,484[19%] 〈38%〉	1,198[2%] 〈31%〉	611[2%] 〈16%〉	535[1%] 〈14%〉	58[1%] 〈1%〉	11[1%] 〈0.3%〉	2[0.3%] 〈0%〉		3,899[3%] 〈100%〉 122%	22[1%] 5.6(119%)	27% 23%	23%
Z県 39%	1,511[19%] 〈19%〉	3,484[6%] 〈44%〉	2,009[8%] 〈25%〉	904[2%] 〈11%〉	57[1%] 〈1%〉	11[1%] 〈0.1%〉	1[0.1%] 〈0%〉		7,977[6%] 〈100%〉 145%	39[2%] 4.9(104%)	47% 31%	37%
B県 16%	429[5%] 〈23%〉	915[2%] 〈49%〉	374[1%] 〈20%〉	141[0%] 〈8%〉	8[0%] 〈0.4%〉	1[0%] 〈0%〉			1,858[1%] 〈100%〉 111%	6[0.3%] 3.4(72%)	8% 16%	15%
王国 35%	4,759[60%] 〈27%〉	7,183[12%] 〈41%〉	3,567[14%] 〈20%〉	2,076[6%] 〈11%〉	150[2%] 〈1%〉	31[4%] 〈0.2%〉	5[1%] 〈0%〉		17,621[13%] 〈100%〉 100%	82[4%] 4.7(100%)	100% 100%	100%
(ii) 農村の家畜所有者												
D県	813[10%] 〈2%〉	14,712[25%] 〈44%〉	6,302[24%] 〈19%〉	9,363[26%] 〈28%〉	2,264[33%] 〈7%〉	244[29%] 〈1%〉	25[3%] 〈0%〉		33,723[24%] 〈100%〉 128%	492[23%] 14.6(108%)	31% 29%	26%
L県	902[11%] 〈4%〉	8,573[15%] 〈36%〉	3,869[15%] 〈16%〉	8,669[24%] 〈36%〉	1,580[23%] 〈7%〉	147[17%] 〈1%〉	12[2%] 〈0%〉		23,752[17%] 〈100%〉 120%	379[18%] 15.9(118%)	24% 23%	23%
Z県	1,017[13%] 〈3%〉	13,808[23%] 〈40%〉	6,327[24%] 〈18%〉	11,493[32%] 〈33%〉	1,771[26%] 〈5%〉	112[13%] 〈0.3%〉	17[2%] 〈0%〉		34,545[25%] 〈100%〉 129%	480[23%] 13.9(103%)	30% 31%	37%
B県	450[6%] 〈2%〉	14,635[25%] 〈54%〉	5,954[23%] 〈22%〉	4,881[13%] 〈18%〉	1,079[16%] 〈4%〉	84[10%] 〈0.3%〉	3[0.4%] 〈0%〉		27,086[20%] 〈100%〉 120%	257[12%] 9.5(70%)	16% 16%	15%
王国	3,182[39%] 〈3%〉	51,728[88%] 〈43%〉	22,452[86%] 〈19%〉	34,406[95%] 〈29%〉	6,694[97%] 〈6%〉	587[70%] 〈1%〉	57[7%] 〈0%〉		119,106[86%] 〈100%〉 100%	1,608[77%] 13.5(100%)	100% 100%	100%
(iii) 騎士農場												
D県		2[0%] 〈0.8%〉	1[0%] 〈0.3%〉	7[0%] 〈3%〉	15[0.2%] 〈6%〉	58[7%] 〈22%〉	169[22%] 〈65%〉	9[22%] 〈3%〉	262[0.2%] 〈100%〉 124%	96[4%] 367.8(99%)	24% 29%	26%
L県				4[0%] 〈1%〉	13[0.2%] 〈4%〉	75[9%] 〈25%〉	201[26%] 〈66%〉	13[32%] 〈4%〉	306[0.2%] 〈100%〉 128%	112[5%] 366.0(99%)	28% 23%	23%
Z県		2[0%] 〈1%〉	1[0%] 〈0.3%〉	2[0%] 〈1%〉	20[0.3%] 〈9%〉	42[5%] 〈19%〉	142[18%] 〈65%〉	11[27%] 〈5%〉	220[0.2%] 〈100%〉 120%	85[4%] 385.1(104%)	21% 31%	37%
B県	1[0%] 〈0.3%〉			4[0%] 〈1%〉	23[0.3%] 〈8%〉	50[6%] 〈17%〉	211[27%] 〈71%〉	8[20%] 〈3%〉	296[0.2%] 〈100%〉 127%	110[5%] 269.8(73%)	27% 16%	15%
王国	1[0%] 〈0.1%〉	4[0%] 〈0.4%〉	2[0%] 〈0.2%〉	17[0%] 〈2%〉	71[1%] 〈7%〉	225[27%] 〈21%〉	724[92%] 〈67%〉	41[100%] 〈4%〉	1,084[0.8%] 〈100%〉 100%	403[19%] 370.7(100%)	100% 100%	100%

	(iv) 都市、農村と騎士農場													
I 郡 57%	1,037[13.1%] ⌊12%⌋	3,290[5.6%] ⌊38%⌋	1,562[6.0%] ⌊18%⌋	2,345[6.5%] ⌊27%⌋	365[5.3%] ⌊4%⌋	47[5.6%] ⌊0.6%⌋	29[3.7%] ⌊0.3%⌋	2[4.9%] ⌊0%⌋	8,677[6.3%] ⌊100%⌋			6.3%	9.4%	
II 郡 19%	472[5.9%] ⌊5%⌋	4,049[6.9%] ⌊40%⌋	1,937[7.4%] ⌊19%⌋	2,627[7.2%] ⌊26%⌋	907[13.1%] ⌊9%⌋	121[14.4%] ⌊1%⌋	75[9.5%] ⌊0.7%⌋	3[7.3%] ⌊0%⌋	10,191[7.4%] ⌊100%⌋			8.2%	5.2%	
III 郡 30%	357[4.5%] ⌊4%⌋	4,282[7.3%] ⌊46%⌋	1,460[5.6%] ⌊16%⌋	2,558[7.0%] ⌊22%⌋	505[7.3%] ⌊5%⌋	58[6.9%] ⌊0.6%⌋	50[6.4%] ⌊0.5%⌋	1[2.4%] ⌊0%⌋	9,271[6.7%] ⌊100%⌋			7.5%	5.1%	
IV 郡 21%	282[3.6%] ⌊3%⌋	4,679[7.9%] ⌊48%⌋	1,917[7.4%] ⌊20%⌋	2,186[6.0%] ⌊22%⌋	529[7.7%] ⌊5%⌋	84[10.0%] ⌊0.9%⌋	43[5.5%] ⌊0.1%⌋	3[7.3%] ⌊0%⌋	9,723[7.1%] ⌊100%⌋			7.1%	5.9%	
D県 36%	2,148[27%] ⌊6%⌋	16,300[28%] ⌊43%⌋	6,876[26%] ⌊18%⌋	9,716[27%] ⌊26%⌋	2,306[33%] ⌊6%⌋	310[37%] ⌊0.8%⌋	197[25%] ⌊0.4%⌋	9[22%] ⌊0%⌋	37,862[27%] ⌊100%⌋	604[29%] 15.9(105%)		29%	26%	
I 郡 49%	1,085[13.7%] ⌊13%⌋	2,688[4.6%] ⌊32%⌋	1,301[5.0%] ⌊15%⌋	2,866[7.9%] ⌊34%⌋	396[5.7%] ⌊4%⌋	78[9.3%] ⌊0.9%⌋	85[10.8%] ⌊1%⌋	2[4.9%] ⌊0%⌋	8,501[6.2%] ⌊100%⌋			6.9%	9.3%	
II 郡 37%	282[3.5%] ⌊5%⌋	2,231[3.8%] ⌊32%⌋	1,018[3.9%] ⌊16%⌋	2,321[6.4%] ⌊37%⌋	305[4.4%] ⌊5%⌋	22[2.6%] ⌊0.3%⌋	23[2.9%] ⌊0.4%⌋	1[2.4%] ⌊0%⌋	6,203[4.5%] ⌊100%⌋			4.7%	4.7%	
III 郡 31%	613[7.7%] ⌊8%⌋	2,433[4.1%] ⌊33%⌋	1,007[3.9%] ⌊13%⌋	2,702[7.4%] ⌊36%⌋	573[8.3%] ⌊8%⌋	64[7.6%] ⌊0.9%⌋	79[10.1%] ⌊1%⌋	10[24.4%] ⌊0.1%⌋	7,481[5.4%] ⌊100%⌋			7.4%	4.5%	
IV 郡 39%	406[5.1%] ⌊7%⌋	2,419[4.1%] ⌊34%⌋	1,154[4.4%] ⌊20%⌋	1,319[3.6%] ⌊22%⌋	377[5.5%] ⌊7%⌋	69[8.2%] ⌊1%⌋	28[3.6%] ⌊0.5%⌋		5,772[4.2%] ⌊100%⌋			3.9%	4.1%	
L県 41%	2,386[30%] ⌊9%⌋	9,771[7%] ⌊35%⌋	4,480[17%] ⌊16%⌋	9,208[25%] ⌊33%⌋	1,651[24%] ⌊6%⌋	233[28%] ⌊0.8%⌋	215[27%] ⌊0.8%⌋	13[32%] ⌊0.1%⌋	27,957[20%] ⌊100%⌋	513[24%] 18.3(120%)		23%	23%	
I 郡 35%	613[7.7%] ⌊7%⌋	3,989[6.8%] ⌊44%⌋	1,240[4.8%] ⌊14%⌋	2,541[7.0%] ⌊28%⌋	688[9.9%] ⌊8%⌋	53[6.3%] ⌊0.6%⌋	28[3.6%] ⌊0.3%⌋	2[2.4%] ⌊0%⌋	9,163[6.5%] ⌊100%⌋			6.4%	9.3%	
II 郡 37%	576[7.3%] ⌊6%⌋	3,786[6.4%] ⌊39%⌋	2,067[7.9%] ⌊21%⌋	2,920[8.0%] ⌊30%⌋	311[4.5%] ⌊3%⌋	33[3.9%] ⌊0.3%⌋	30[3.8%] ⌊0.2%⌋		9,723[7.1%] ⌊100%⌋			7.4%	8.5%	
III 郡 40%	370[4.7%] ⌊5%⌋	3,702[6.3%] ⌊46%⌋	1,659[6.4%] ⌊21%⌋	2,029[5.6%] ⌊25%⌋	229[3.3%] ⌊3%⌋	33[3.9%] ⌊0.4%⌋	18[2.3%] ⌊0.2%⌋		8,040[5.8%] ⌊100%⌋			5.7%	6.1%	
IV 郡 39%	671[8.4%] ⌊6%⌋	4,168[7.1%] ⌊26%⌋	2,700[10.4%] ⌊23%⌋	3,806[10.5%] ⌊32%⌋	433[6.3%] ⌊4%⌋	34[4.0%] ⌊0.3%⌋	80[10.2%] ⌊0.7%⌋	8[19.5%] ⌊0.1%⌋	11,900[8.6%] ⌊100%⌋			9.4%	8.2%	
協定 48%	298[3.8%] ⌊8%⌋	1,649[2.8%] ⌊42%⌋	671[2.6%] ⌊17%⌋	1,103[3.0%] ⌊24%⌋	187[2.7%] ⌊5%⌋	12[1.4%] ⌊0.3%⌋	2[0.3%] ⌊0.1%⌋	1[2.4%] ⌊0%⌋	3,916[2.8%] ⌊100%⌋			2.4%	4.6%	
Z県 39%	2,528[32%] ⌊6%⌋	17,294[29%] ⌊40%⌋	8,337[32%] ⌊20%⌋	12,399[34%] ⌊29%⌋	1,848[27%] ⌊4%⌋	165[20%] ⌊0.4%⌋	160[20%] ⌊0.4%⌋	11[27%] ⌊0%⌋	42,742[31%] ⌊100%⌋	604[29%] 14.1(93%)		31%	37%	
I 郡 20%	473[6.0%] ⌊3%⌋	8,856[15.0%] ⌊51%⌋	3,832[14.7%] ⌊22%⌋	3,282[9.0%] ⌊19%⌋	634[9.2%] ⌊3%⌋	86[10.2%] ⌊0.5%⌋	138[17.6%] ⌊0.8%⌋	5[12.2%] ⌊0%⌋	17,306[12.6%] ⌊100%⌋			10.1%	7.3%	
II 郡 12%	407[5.1%] ⌊3%⌋	6,694[11.4%] ⌊56%⌋	2,496[9.6%] ⌊21%⌋	1,744[4.9%] ⌊15%⌋	476[6.9%] ⌊4%⌋	49[5.8%] ⌊0.4%⌋	76[9.7%] ⌊0.6%⌋	3[7.3%] ⌊0%⌋	11,945[8.7%] ⌊100%⌋			6.3%	8.0%	
B県 16%	880[11%] ⌊3%⌋	15,550[26%] ⌊53%⌋	6,328[24%] ⌊22%⌋	5,026[14%] ⌊17%⌋	1,110[16%] ⌊4%⌋	135[16%] ⌊0.5%⌋	214[27%] ⌊0.6%⌋	8[20%] ⌊0%⌋	29,251[21%] ⌊100%⌋	373[18%] 12.8(84%)		16%	15%	
王国 35%	7,942[100%] ⌊6%⌋	58,915[100%] ⌊43%⌋	26,021[100%] ⌊19%⌋	36,349[100%] ⌊26%⌋	6,915[100%] ⌊5%⌋	843[100%] ⌊0.6%⌋	786[100%] ⌊0.6%⌋	41[100%] ⌊0%⌋	137,812[100%] ⌊100%⌋	2,094[100%] 15.2(100%)		100%	100%	

第3節 おわりに

以上、ザクセンの官庁統計に依拠して、19世紀中葉のラウジツ（第1表）、バウツェン税務大区（第2表と第3表）とバウツェン県（第4表と第5表）、という領域、厳密に同じではないが、ほぼ同じ領域、における騎士農場の地位を主として検討してきた。これらの諸表はまず、面積と人口に対比した、この地域における騎士農場の密集を示した。また、第1表と第2表は、当地域における低収益騎士農場の比率の異常な高さと高収益騎士農場の比率の異常な低さを明らかにした。さらに、第3表は、当地域における騎士農場の評価額が農村のそれと比較して大きいこと、第4表は、当地域における騎士農場の地租単位合計が農村住民の土地のそれと比較して際だって大きいこと、を示した。その上に、第2表は、バウツェン大区の中で、一方で税務区Ⅰ（北部）における低収益および中位騎士農場の優位を、他方で税務区Ⅱ（南部）における高収益騎士農場の優位を、示した。その上に、第4表によれば、(a) B県Ⅰ郡（北部）ではB県Ⅱ郡（南部）よりも騎士農場が密集していた。(b) Ⅰ郡の騎士農場の地租単位合計が郡合計に占める比率は、Ⅱ郡よりも遥かに高かった。(c) 地租単位合計の対王国合計比と騎士農場の地租単位の対王国合計比を比較すると、騎士農場の地位はⅡ郡よりもⅠ郡で高かった。(d) 農村の地租単位合計に対する騎士農場

の地租単位合計の比率で見ても、Ⅰ郡ではⅡ郡よりも騎士農場の地位が高かった。(e)Ⅰ郡の騎士農場の地租単位平均はⅡ郡よりも遥かに低かった。このように、第4表からB県のⅠ郡とⅡ郡を比較すると、騎士農場の密集の程度はⅡ郡よりもⅠ郡で高く(a),騎士農場の地位はⅡ郡よりもⅠ郡で高かった(b),(c),(d)。しかも、Ⅰ郡の騎士農場の地租単位平均はⅡ郡よりも遥かに低かった(e)。最後の(e)は、第2表が明らかにした、税務区Ⅰにおける低収益および中位騎士農場の優位と税務区Ⅱにおける中位および高収益騎士農場の優位に照応する。しかし、第5表からは、保有面積で見る限りでは、B県における小規模騎士農場の優位は確認できない。これは両者の区分法の差違によるであろう。もっとも、第5表(iii)においても騎士農場の平均面積は第4表と同じく、B県で最も狭かった。その限りでは、B県の騎士農場はやや小規模であった。

補足。第2表の税務区および第4表の郡と司法管区の名称はアルファベット順に次のとおりである。Ado=アードルフ、Alt=アルテンベルク、Ann=アナベルク、Aue=アウアーバハ、Aug=アウグストゥスブルク、Bau=パウツェン、Ber=ベルンシュタット、Bis=ビシヨフスヴェルダ、Bor=ボルナ、Brad=ブラント、Bras=ブランディス、Bur=ブルクシュテット、Che=ケムニツ、Col=コルディツ、Cri=クリミチャウ、Dip=ディッポルディスヴァルデ、Döb=デーベルン、Döh=デーレン、Dre=ドレーズデン、Ebe=エーバースバハ、Ehr=エーレン・フリーダースドルフ、Eib=アイベンシュトク、Els=エルスターベルク、Fal=ファルケンシュタイン、Frag=フランケンベルク、Fran=フラウエンシュタイン、Fre=フライベルク、Fro=フローブルク、Gei=ガイトハイン、Ger=ゲリンクスヴァルデ、Gey=ガイヤー、Got=ゴットロイバ、Gri=グリマ、Gron=グローセンハイン、Grou=グロース・シェーナウ、Grü=グリューンハイン、Hai=ハイニヒェン、Har=ハルタ、Her=ヘルンフート、Hoh=ホーンシュタイン、Jog=ヨハンゲオルゲンシュタット、Jöh=イエーシュタット、Kam=カーメンツ、Kir=キルヒベルク、Kli=クリンゲンタール、Könb=ケーニヒスブリュク、Könw=ケーニヒスヴァルタ、Köns=ケーニヒシュタイン、Laug=ラウジク、Laun=ラウエンシュタイン、Laut=ラウターシュタイン、Lge=レンゲフェルト、Lgen=レンゲンフェルト、Leip=ライプツィヒ、Leis=ライスニヒ、Lim=リンバハ、Löb=レーバウ、Lom=ロマチュ、Mar=マリーエンベルク、Mei=マイセン、Mit=ミットヴァイダ、Mkn=マルク・ノイキルヒェン、Mkr=マルク・ランシュテット、Mor=モーリツブルク、Müg=ミューゲルン、Neua=ノイ・ザルツァ、Neut=ノイシュタット、Nie=ニーダー・フォルヒハイム、Nos=ノッセン、Oed=エーデラーン、Oel=エルスニツ、Osc=オーシャツ、Ost=オストリツ、Owi=オーバー・ヴィーゼンタール、Pau=パウザ、Peg=ペーガウ、Pen=ペーニヒ、Pir=ピルナ、Pla=プラウエン、Pul=プルスニツ、Rade=ラーデベルク、Radu=ラーデブルク、Reih=ライヒェンバハ、Reiu=ライヒェナウ、Rem=レムゼ、Rie=リーザ、Roc=ロホリツ、Roß=ロスヴァイン、Röt=レータ、Sai=ザイダ、Scha=シャンダウ、Sche=シャイベンベルク、Schi=シルギスヴァルデ、Schn=シュネーベルク、Schöd=シェーンフェルト、Schök=シェーネク、Schw=シュヴァルツェンベルク、Seb=ゼーブニツ、Stog=シュトルベルク、Ston=シュトルベン、Str=シュトレーラ、Tau=タウヒヤ、Tha=ターラント、Tre=トロイエン、Wal=ヴァルトハイム、Wei=ヴァイセンベルク、Werf=ヴェルムスドルフ、Weru=ヴェールダウ、Wilf=ヴィルスドルフ、Wils=ヴィルデンフェルス、Wol=ヴォルケンシュタイン、Wur=ヴルトツェン、Zit=ツィタウ、Zöb=ツェーブリツ、Zsch=チョバウ、Zwe=ツヴェンカウ、Zwi=ツヴィカウ。

第1節注

- (注1) ブラシケの中部ドイツ荘園領主制論(Blaschke 2002(1965))の、筆者による紹介は、vgl. 松尾 2018, S. 12-23。それに依拠した、筆者の見解は、vgl. 松尾 2021, (1), S. 41-43。
 (注2) 旧領3郡を含むザクセンにおける、騎士農場の成立時期について、vgl. 松尾 2021, (3), S. 56-61。
 (注3) 差し当たり、vgl. 松尾 2001。
 (注4) 差し当たり、vgl. 松尾 2011。
 (注5) GS 1855, S. 144。
 (注6) 松尾 1990, S. 46。ただし、エンゲルによれば、例えば、ドレーズデン県の面積は787,219アッカー(以後、アッカーを省略)で、王国全体としての4県面積の合計は2,704,786(Engel 1853, S. 2, 27)であるが、ドレーズデン大区のそれは826,773(S. 29)あるいは775,781(S. 6)、4大区の合計は2,672,498(S. 29)とされていて、それぞれ一致しない。しかし、a. a. O., S. 6-7の数値(本稿第2表)に基づいて計算すると、4大区の合計は、上記4県面積合計と同じ2,704,785となる。

第2節注

- (注1) 晩年に発表した、生計費に関するエンゲルの法則で知られるエンゲルについて、詳細を極めた研究、太田 2019の中でザクセン時代について、vgl. S. 28-106。
 (注2) Engel 1853, S. 212。上院と下院の議員定員について、1832年騎士農場所有者議員令、GS 1832, S. 426。差し当たり、vgl. Schmidt 1977, S. 447; シュミット 1995, S. 66, 156。
 (注3) Engel 1853, S. 128。

- (注4) A. a. O., S. 112, 213. したがって, 30が国王御料地となる。
- (注5) A. a. O., S. 213.
- (注6) A. a. O., S. 130より引用ないし計算。ただし, 人口はBevölkerung 1832, S. 42-43より, 面積はLommatzsch 1905, S. 85より, 計算。Vgl. Klein 1982, S. 13; 松尾 1990, S. 16.
- (注7) R. ツァイゼは, 19世紀中葉の王国4県の総面積と各県所在の騎士農場数から, 1騎士農場当たりの面積を算出し, この平均騎士農場支配領域について, 次のように主張している。この平均支配領域が最も狭いB県(818ヘクタール, 以下同じ)に「騎士農場の最大の集中」が見られる, それに次いで支配領域が狭いL県(1,113)を中心とするザクセン北部と北西部が, 「封建的・特権的な大土地所有の第2の牙城」である, これよりも支配領域が広いD県(1,831)では, 「騎士農場は主として中部ザクセン(D県——松尾)北部に」あった, と。Zeise 1965, S. 30-31. この平均騎士農場支配領域は, 地力などを考慮しない, 極めて大づかみな指標であるけれども, 本稿も人口とともに面積の対王国合計比をしばしば検討する。
- (注8) GS 1843, S. 98. Vgl. Böhmert 1880, S. 182; Groß 1968, S. 123; 松尾 1990, S. 220; 松尾 2001, S. 18; 松尾 2011, S. 159. ただし, 「地租単位」から計算した年間純益について, 松尾 2011, S. 159, 上から11行目[1]と, S. 291, 上から19行目[2], および, S. 330, 上から1行目[3]の数字には重大な誤りがある。[1]は24,492 Tでなく, 2,721 Tであり, [2]は84,222 Tでなく, 9,358 Tであり, [3]は22,200 Tでなく, 2,467 Tでなければならない。
- (注9) Engel 1853, S. 214-215から, 人口はa. a. O., S. 10-11から, 引用ないし計算。面積については本文に記した。なお, a. a. O., S. 29の税務大区と王国合計の面積は, 本稿で計算された数値と異なるので, 無視した。
- (注10) Engel 1853, S. 6-7, 10-11.
- (注11) GS 1835, S. 238. Vgl. Engel 1853, S. 2, 175; 松尾 1990, S. 47. B大区も同じである。Engel 1853, S. 11.
- (注12) Engel 1853, S. 216より引用ないし計算。都市人口比率, (a)はa. a. O., S. 10-11から計算。Vgl. Reuning 1856, S. 10, 27; Reuning 1865, S. 2.
- (注13) Steuern 1858, S. 18-26 (S. 26では騎士農場数は942と記されている。第4表と注からは941)から, (a)はGrundflächen 1857, S. 71-75. から, (b)と(c)はBevölkerung 1858, S. 33-57から, 計算。なお, Viehzählung 1861 (S. 82-96)は各司法管区について地租単位合計①, 騎士農場の地租単位②, および, ①に占める②の比率③を表示している。①の数値は第4表といくらか異なっているけれども, ②と③の数値は一致する。ただし, 第1に, この表には, 第4表D県Ⅲ郡にあったホーンシュタイン管区がない。それは同管区が1860年同管区廃止布告によって廃止され, その領域はⅢ郡の5郡に配分されたからである。GS 1860, S. 152. 第2に, 第4表の③は四捨五入値である。——なお, A. フリュエゲル(Flügel)は第4表(a)と同じ資料を用いて, 次のように述べている。L県の騎士農場は比較的大きく, その平均地租単位は4県で最高(8,605地租単位)であり, 小規模騎士農場は少なかった。B県の騎士農場の平均地租単位は最低(4,905地租単位)であり, D県とZ県の騎士農場は中間に(6,391地租単位と5,957地租単位)あった。Flügel 2000, S. 97-98. 彼の数値は本稿第4表の各県・騎士農場・平均とはほぼ同じである。
- (注14) 1856年司法管区設置令によって, B県所属であったシュトルベン管区は廃止され, 新設のシュトルベン司法管区はD県Ⅲ郡所属となった。GS 1856, S. 255. しかし, 旧シュトルベン管区の一部のほか, D県Ⅰ郡などに所属した村々の一部がB県Ⅰ郡所属となった。そのために, 同年のB県の面積比率は第3表のB税務大区よりも2%高くなっている。松尾 1990, S. 38.
- (注15) Engel 1853, S. 11.
- (注16) Grundflächen 1857, S. 71-75.
- (注17) 後述の騎士農場面積で見ると, 王国で20,963アッカー(全体の5%)が都市に, 411,480アッカー(全体の95%)が農村に属した。その内訳は県別にのみ公表された。Grundflächen 1857, S. 75. 都市の私有地面積合計に占める, 都市所在騎士農場の比率はD県10%, L県17%, Z県14%, B県5%, 王国13%であった。それに対して, 農村の私有地面積合計に占める農村所在騎士農場の比率は, D県とZ県15%, L県20%, B県30%, 王国19%と算出される。B県の比率の高さが際立っている。
- (注18) Viehbesitz 1856, S. 28; Grundbesitz 1855, S. 25-26 (本表(iv)の郡別数値)より, 面積はEngel 1853, S. 2より, 人口はa. a. O. S. 37より, 計算。Vgl. Reuning 1856, S. 23; Reuning 1865, S. 25; Langsdorff 1883, S. 194; Langsdorff 1889, S. 47. ——なお, ①この統計における県と郡の面積は明示されていない。しかし, 当論文, Viehbesitz 1856, S. 101の県別林地面積はEngel 1853, S. 29のそれと完全に一致する。そのために, 面積と人口はエンゲルから取った。②王国騎士農場の9%は100アッカー以下であった。

引用法令

- 1832年騎士農場所有者議員令, 付騎士農場一覧表=Verordnung, die von den Rittergutsbesitzern zu erwählenden Landtagsabgeordneten betr., vom 6. 11. 1832, mit "Verzeichniß der Rittergüter im Königreich Sachsen", in: GS 1832.
- 1835年県設置令=Allerhöchste und höchste Verordnung wegen Errichtung von Kreisdirectionen, vom 6. 4. 1835, in: GS 1835.
- 1843年地租法=Gesetz, die Einführung des neuen Grundsteuersystems betr., vom 9. 9. 1843, in: GS 1843.
- 1855年下級官庁組織法=Gesetz, die künftige Einrichtung der Behörden erster Instanz für Rechtspflege und Verwaltung betr., vom 11. 8. 1855, in: GS 1855.
- 1856年司法管区設置令=Verordnung, die Bildung der Gerichtsbezirke des Landes betr., vom 2. 12. 1856, in: GS 1856.
- 1860年ホーンシュタイン司法管区廃止布告=Bekanntmachung, die Aufhebung des Gerichtsamts Hohnstein betr., vom 10. 8. 1860, in: GS 1860.

引用文献

- Bevölkerung 1832 = “Bevölkerung des Königreichs Sachsen am 3. 7. 1832”, in: *Mittheilungen des Statistischen Vereins für das Königreich Sachsen*, Bd. 4.
- Bevölkerung 1858 = “Die Hauptresultate der Volkszählung im Königreich Sachsen am 3. 12. 1858 in den Städten und auf dem Lande der Gerichtsamtsbezirke, Amtshauptmannschaften und Kreisdirectionen”, in: *St. Zeitschrift*, Bd. 5.
- Blaschke 2002 (1965) = Karlheinz Blaschke, “Grundzüge und Probleme einer sächsischen Agrarverfassungsgeschichte”, in: *Beiträge zur Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte Sachsens. Ausgewählte Aufsätze, aus Anlaß seines 75. Geburtstages*, hrsg. von Uwe Schirmer und André Thieme, Leipzig 2002. Erstabdruck, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung*, Bd. 82, 1965.
- Böhmert 1880 = Victor Böhmert, “Die Vertheilung des sächsischen Grundbesitzes nach Steuereinheiten”, in: *St. Zeitschrift*, Bd. 26.
- Engel 1853 = Ernst Engel, *Das Königreich Sachsen in statistischer und staatswirthschaftlicher Beziehung. Jahrbuch für Statistik und Staatswirthschaft des Königreichs Sachsen*, Bd. 1, Dresden.
- Flügel 2000 = Axel Flügel, *Bürgerliche Rittergüter. Sozialer Wandel und politische Reform in Kursachsen (1680–1844). Bürgertum. Beiträge zur europäischen Gesellschaftsgeschichte*, Bd. 16, Göttingen.
- Groß 1968 = Reiner Groß, *Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Weimar.
- Grundbesitz 1855 = “Die Vertheilung des Grundbesitzes im Königreiche Sachsen”, in: *St. Zeitschrift*, Bd. 1.
- Grundflächen 1857 = “Die Grundflächen der neugebildeten Gerichtsämter”, in: *St. Zeitschrift*, Bd. 3.
- GS = *Sammlung der Gesetze und Verordnungen für das Königreich Sachsen 1832; Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen* 1835, 1843, 1855, 1856, 1860.
- Klein 1982 = Thomas Klein, *Sachsen. Grundriß zur deutschen Verwaltungsgeschichte 1815–1945*, Bd. 14, Marburg.
- Langsdorff 1883 = Karl von Langsdorff, “Die bauerlichen Verhältnisse im Königreich Sachsen”, in: *Bäuerliche Zustände in Deutschland*, hrsg. vom Verein für Socialpolitik, Bd. 2, Leipzig.
- Langsdorff 1889 = —, *Die Landwirtschaft im Königreich Sachsen, ihre Entwicklung bis einschl. 1885 und die Einrichtung und Wirksamkeit des Landeskulturraths für das Königreich Sachsen bis 1888*, Dresden.
- Lommatsch 1905 = (Georg Lommatsch,) “Die Einwohnerzahlen der Landgemeinden von 1834 bis 1900 und die Veränderungen in der Verwaltungseinteilung des Königreichs seit 1815”, in: *St. Zeitschrift*, Bd. 51.
- Reuning 1856 = Theodor Reuning, *Die Entwicklung der sächsischen Landwirtschaft in den Jahren 1845–1854*, Dresden.
- Reuning 1865 = (—), *Die Landwirtschaft in Sachsen*, Dresden.
- Schmidt 1977 = Gerhard Schmidt, “Der sächsische Landtag 1833–1918”, in: Reiner Groß/Manfred Kobuch (Hrsg.), *Beiträge zur Archivwissenschaft und Geschichtsforschung. Festschrift für Horst Schlecht*, Weimar.
- St. Zeitschrift = *Zeitschrift des Statistischen Bureaus des Königlich Sächsischen Ministeriums des Innern*, Bd. 1–5, 8; *Zeitschrift des K. Sächsischen Statistischen Bureaus*, Bd. 26, 30; *Zeitschrift des K. Sächsischen Statistischen Landesamtes*, Bd. 51.
- Steuern 1858 = “Die directen Steuern im Königreiche Sachsen”, in: *St. Zeitschrift*, Bd. 4.
- Viehbesitz 1856 = “Vertheilung des Viehbesitzes und die Beziehungen zwischen Viehbesitz und Grundbesitz im Königreiche Sachsen”, in: *St. Zeitschrift*, Bd. 2.
- Viehzählung 1861 = “Die Ergebnisse der Viehzählung im Königreiche Sachsen vom 3. 12. 1861”, in: *St. Zeitschrift*, Bd. 8.
- Zeise 1965 = Roland Zeise, *Die antif feudale Bewegung der Volksmassen auf dem Lande in der Revolution 1848/49 in Sachsen*, Diss. Potsdam.
- 太田 2019 = 太田和宏, 『統計は力なり——エルンスト・エンゲルの希望の学』, 春風社.
- 『岡大雑誌』 = 『岡山大学経済学会雑誌』.
- シュミット 1995 = ゲーアハルト・シュミット, 松尾展成・編訳, 『近代ザクセン国制史』, 九州大学出版会.
- 松尾 1990 = 松尾展成, 『ザクセン農民解放史研究序論』, 御茶の水書房.
- 松尾 2001 = —, 『ザクセン農民解放運動史研究』, 御茶の水書房.
- 松尾 2011 = —, 『ザクセン封建地代償却史研究』, 大学教育出版.
- 松尾 2018 = —, 「ザクセンにおける土地負担の償却・再考」, (1), 『岡大雑誌』, 50巻 2号.
- 松尾 2021 (1), (3) = —, 「ザクセンの土地制度」, (1), (3・完), 『岡大雑誌』, 52巻 3号, 53巻 2号.